

北秋田市

第2次障がい者計画

第4期障がい福祉計画

平成27年3月

目 次

総 論	1
Ⅰ. 計画の基本的事項	1
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ・概要	5
(3) 計画期間等	7
(4) 計画の策定と進行管理	7
Ⅱ. 障がいのある人を取り巻く状況	8
(1) 北秋田市の状況	8
(2) 障がい福祉サービス等の状況	14
(3) アンケート調査から得られた障がい者の状況等	18
Ⅲ. 北秋田市の障がい者施策の方向	33
(1) 計画の基本理念	33
(2) 基本視点	34
(3) 重点課題と基本目標	34
施策の全体像	36
北秋田市第2次障がい者計画	37
Ⅰ. 自立した暮らしのための支援	38
(1) 障がい福祉サービス【「障がい福祉計画」部分を参照】	39
(2) 障がい福祉サービス以外の福祉サービス等	39
(3) 支援体制の拡充	40
Ⅱ. 育ちと健康の支援	44
(1) 育ち支援	46
(2) 障がいの予防と健康支援	47
(3) 医療サービスの推進	48
Ⅲ. 社会的自立の支援	50
(1) 学び支援	52
(2) 就業の場の拡充と就業支援の体制づくり	53
(3) 社会参加活動の促進	53
Ⅳ. ぬくもりの地域づくり	56
(1) 相談と支え合いのネットワークの強化	57
(2) 権利擁護の推進	57
(3) 理解と協力の地域づくり	58
(4) 安心・安全なまちづくりの推進	59

北秋田市第4期障がい福祉計画.....	61
I. 障がい福祉サービスの実施方針.....	61
(1) 計画の前提条件.....	61
(2) 障害者総合支援法の基本理念.....	61
(3) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	62
(4) 計画期間.....	62
(5) 障がい福祉サービスのとらえ方.....	63
II. 第3期計画の実施状況.....	64
(1) 障がい福祉サービスの実績.....	64
(2) 地域生活支援事業の実績.....	69
III. 第4期計画の目標.....	75
(1) 国の示す目標値の考え方.....	75
(2) 北秋田市の平成29年度までの目標.....	76
(3) 精神科病院から地域生活への移行促進.....	78
(4) 地域生活支援拠点等の整備.....	78
IV. 障がい福祉サービスの見込み.....	79
(1) 障がい福祉サービスの見込み量.....	79
(2) 地域生活支援事業の見込み量.....	82
(3) 計画の推進.....	86
資料編.....	87
北秋田市障がい者計画策定・評価委員会設置要綱.....	87
策定経過.....	89
北秋田市障がい者計画策定・評価委員名簿.....	91
【参考資料】用語集.....	92

総論

I. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景と目的

わが国では少子・高齢化の進行が加速しており、障がいのある人の高齢化、高齢になってから障がいをもつ人の増加、障がいの重度化、障がいのある人を支える家族の高齢化が多く見受けられるようになってきました。また、社会生活が複雑化して心の健康やストレスの問題をはじめ、自閉症や発達障がいなど、新たな課題が表面化しています。

国においては、平成 23 年度に障害者基本法を一部改正し、目的規定の見直し（共生社会の実現を規定等）や障がい者の定義の見直し（発達障がいを規定等）、差別の禁止に関する規定の追加などが実施されたほか、平成 24 年度には障害者虐待防止法、平成 25 年度には障害者差別解消法が成立しています。

また、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げています。さらに国は平成 25 年 9 月に「第 3 次障害者基本計画（計画期間 25～29 年度）」を公表、平成 26 年 2 月には「障害者権利条約」が発効となっています。

これまでの進捗状況を踏まえた上で、引き続き取り組むべき課題等を整理しつつ、制度の見直しの方向性も視野に入れながら、障がい者保健福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示すものとして「第 4 期北秋田市障がい福祉計画」を策定し、推進します。

第3期中の障がい者施策の主な動向は、次の通りです。

近年の障がい者施策の動向

○平成 23 年	▼「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行 ・目的規定の見直し ・障がい者の定義の見直しや差別の禁止を規程
○平成 24 年	▼「障害者虐待防止法」が施行 ・障がい者虐待防止センターの設置 ・虐待に対する支援や対応策の体系化
○平成 25 年	▼「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行(一部施行は平成 26 年 4 月) ▼「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行。 ▼障がい者の法定雇用率の引き上げ(民間企業が1.8%から2.0%に、国、地方公共団体等が2.1%が2.3%に) ▼「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」が成立)(施行は平成 28 年4月) ・障がいのある人の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられる ▼国が「第3次障害者基本計画(計画期間 25~29 年度)」公表 ・分野別施策の新規分野として、 『安全・安心』 『差別の解消及び権利擁護の推進』 『行政サービス等における配慮』 が加わる。
○平成 26 年	▼「障害者総合支援法」施行に伴う支援の変更 ・「障害程度区分」から「障害支援区分」への変更 ・共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への統合

① 障害者総合支援法のポイント

平成25年4月に「障害者自立支援法」が改められ「障害者総合支援法」の主な改正内容は、以下のとおりです。

項目	主な内容
1 題名	「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。
2 基本理念	法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。
3 障がい者の範囲	「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加える。(障がい児の範囲も同様に対応。)
4 障害支援区分の創設	「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。 ※障害支援区分の認定が知的障がい者・精神障がい者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。
5 障害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定めるものとする。) ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため、重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える。) ④ 地域生活支援事業の追加(障がい者に対する理解を深めるため、研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等。)
6 サービス基盤の計画的整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定 ② 基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法制化 ③ 市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化 ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

② 地域生活支援事業の追加

平成 25 年 5 月に地域生活支援事業実施要綱が改定され、次にあげる事業が追加されました。

事業名	事業の目的
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

③ 障がい福祉計画策定にかかる基本指針の見直し

平成 26 年 5 月に、障害者基本計画策定にかかる基本指針が改定されました。第 4 期計画においては、以下の改定を踏まえて策定することとなります。

項目	主な内容
1 PDCAサイクルの導入	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。 中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。
2 成果指標の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から地域生活への移行促進 精神科病院から地域生活への移行促進 地域生活支援拠点等の整備(新規) 福祉から一般就労への移行促進
3 その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児支援体制の整備(新規) ・児童福祉法に基づく障がい児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。 ○計画相談の充実、研修の充実等

(2) 計画の位置づけ・概要

① 計画の位置づけ

『北秋田市障がい者計画・障がい福祉計画』は、障害者基本法第11条第3項に定める障害者計画と、障害者総合支援法第88条に定める障害福祉計画で構成される法定計画です。

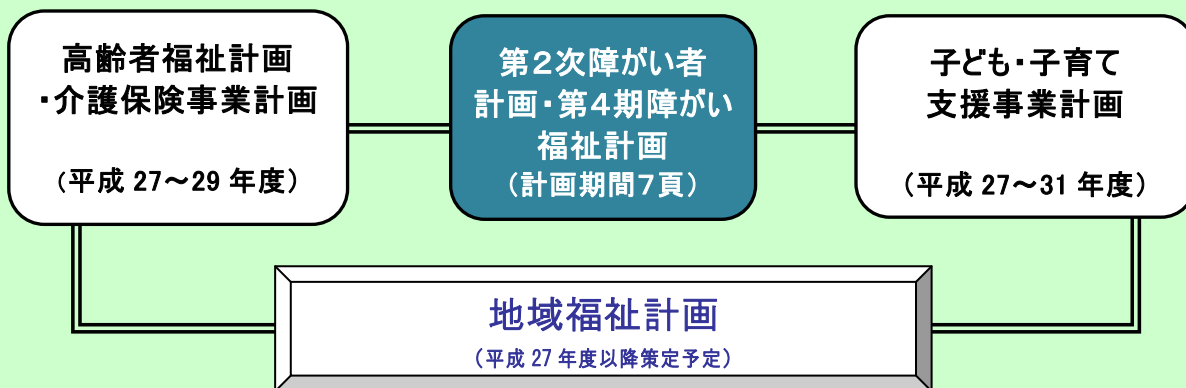
市のまちづくりの基本指針である「北秋田市総合計画」において、保健福祉部門は「みんなで支えあうぬくもりのあるまちづくり」を目標に掲げており、本計画は、市総合計画の保健福祉部門において障がい者分野の計画に位置づけられます。

このため、「北秋田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合を図るとともに、国の障害者基本計画及び県計画等との整合性を保ちながら策定します。

上位計画・関係計画との連携

北秋田市総合計画 [基本構想：平成18～27年度] [前期計画：平成28～37年度]

保健福祉分野

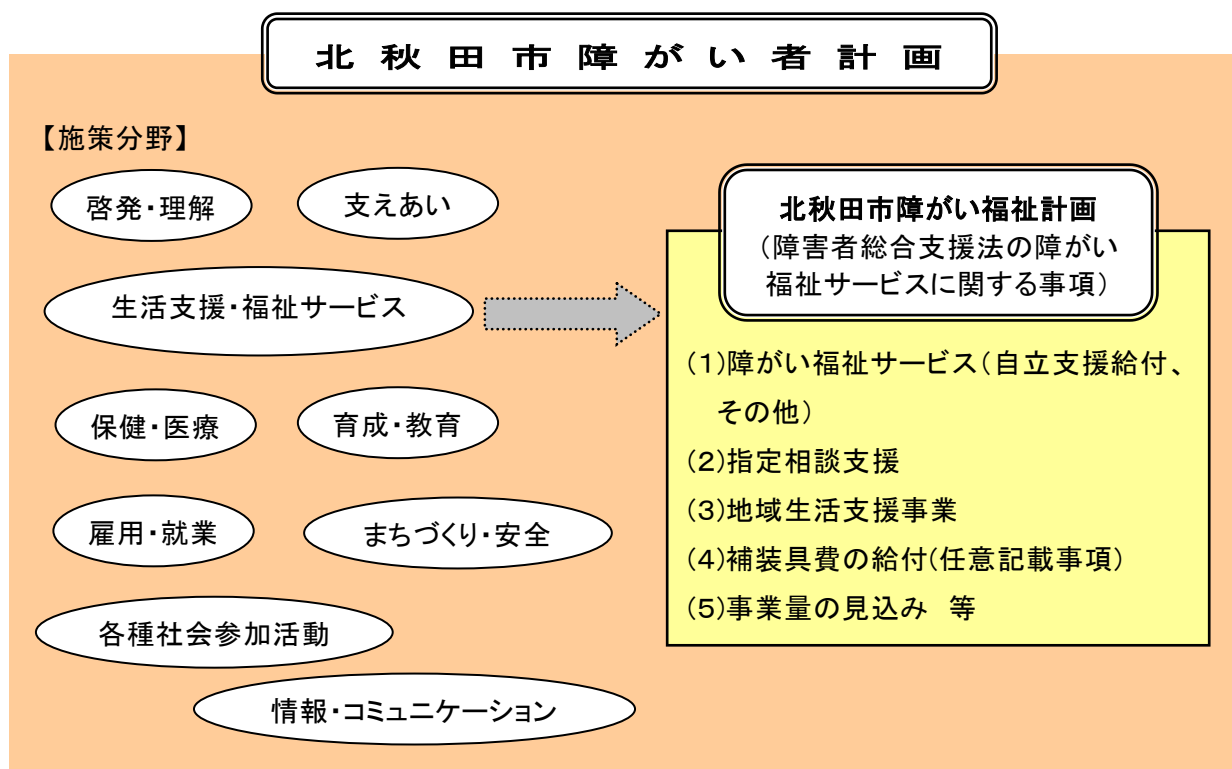


保健福祉分野で連携・調整を図り、「みんなで支えあうぬくもりのまちづくり」を。

② 計画の構成

障がい者計画は障がい者施策の総合的な計画であり、障がいのある人の暮らしを取巻く広範な施策分野が含まれます。一方、障がい福祉計画は、障がい者計画における生活支援・福祉分野において、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにかかる事項を示します。

計画の構成



③ 計画の対象

本計画において、障がいのある人とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と、障害者基本法第2条に定義されています。

これを踏まえ、難病に起因する身体上や精神上的の障がいがある人、高次脳機能障がい等を有する人で長期にわたり生活上の支障がある人を含めて取り組んでいきます。

また、福祉サービス等の利用に関しては、65歳以上の障がいのある人で、介護保険の要介護認定者は介護保険サービスを利用し、65歳以上で要介護認定を受けていない人は地域支援事業等のサービスを利用できるなど、制度的に障がいのある利用者によりサービスを選択していただくことを基本とします。

(3) 計画期間等

障がい福祉計画は、平成 27 年度から 29 年度を第 4 期計画期間とします。

障がい者計画は障がい福祉計画と整合を図り、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 ヶ年を第 2 次計画期間とします。制度改正等に併せて必要な見直しを行います。

計画期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
北秋田市 障がい者計画			第 2 次障がい者計画			
北秋田市 障がい福祉計画	第 3 期障がい福祉計画			第 4 期障がい福祉計画		
(見込み量・目標)→		→		

(4) 計画の策定と進行管理

計画策定にあたっては、障がいのある人の状況・ニーズを把握するため、アンケート調査を行いました。そして、北秋田市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会を組織し、各課からの取り組み状況の報告等を受けて審議を進めてきました。

今後は、障がい者施策の点検や協議をする場を確保するとともに、第 4 期障害福祉計画に係る国の基本指針で求められている P D C A の計画管理を実施し着実な推進を図ります。

アンケート調査概要

調査方法	郵送による配布、回収（無記名による回答）
調査期間	平成 26 年 10 月
調査対象	① 障がい者手帳所持者 ・サービス利用者 〔居宅〕 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を交付されている住民、障がい福祉サービス利用者のうち 500 人を抽出
	② 障がい者施設利用者 〔施設〕 障がい者施設入所者（グループホーム、施設入所、宿泊型自立訓練）129 人を対象

対象	配布数	回答数	回収率
① 障がい者手帳所持者・サービス利用者	500 件	396 件	63.0%
② 障がい者施設利用者	129 件		

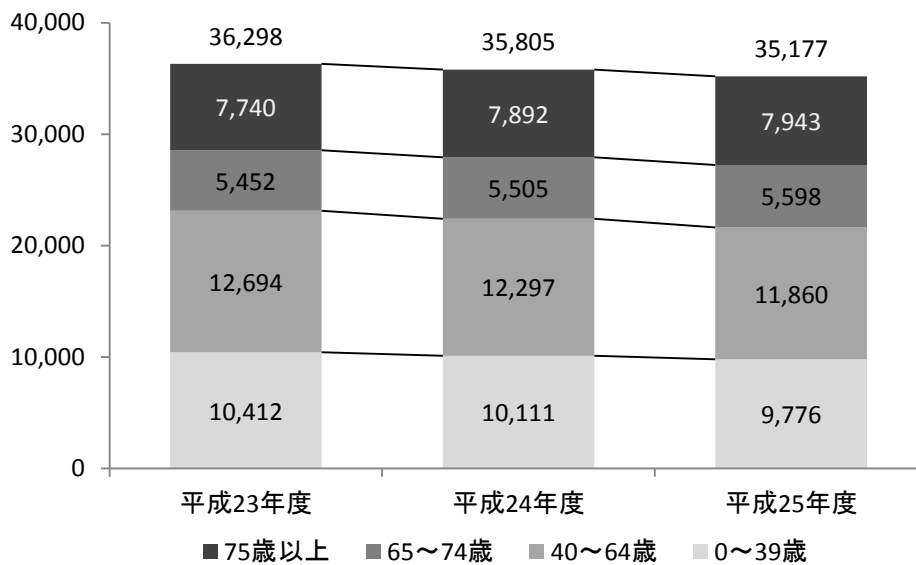
II. 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 北秋田市の状況

① 市の概況

総人口は年々減少しており、平成25年度末は総人口が35,177人です。

人口の推移(各年度3月末)



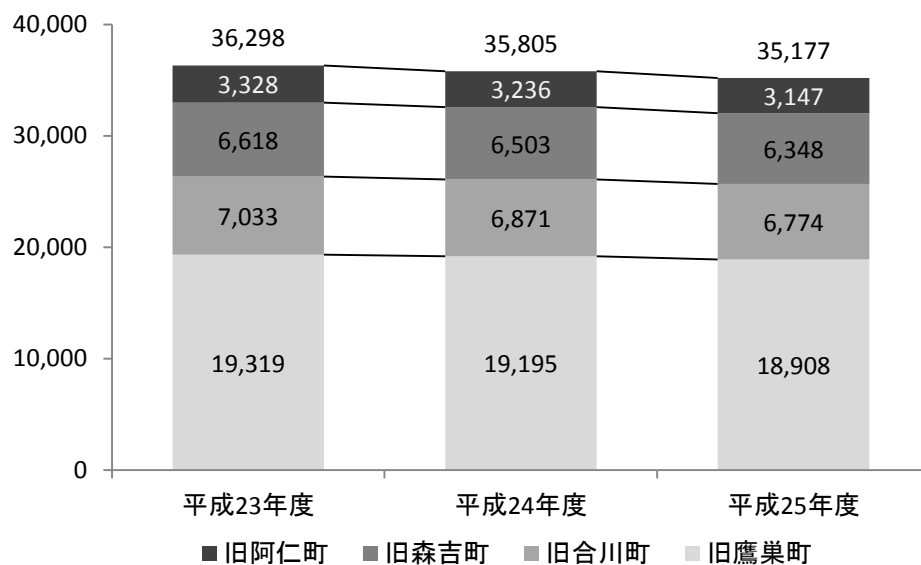
(人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
0～39歳	10,412	10,111	9,776
40～64歳	12,694	12,297	11,860
65～74歳	5,452	5,505	5,598
75歳以上	7,740	7,892	7,943
総人口	36,298	35,805	35,177

「住民基本台帳」

地区別に見ても全ての地区で人口は減少しています。

地区別の人口推移(各年度3月末 住民基本台帳より)

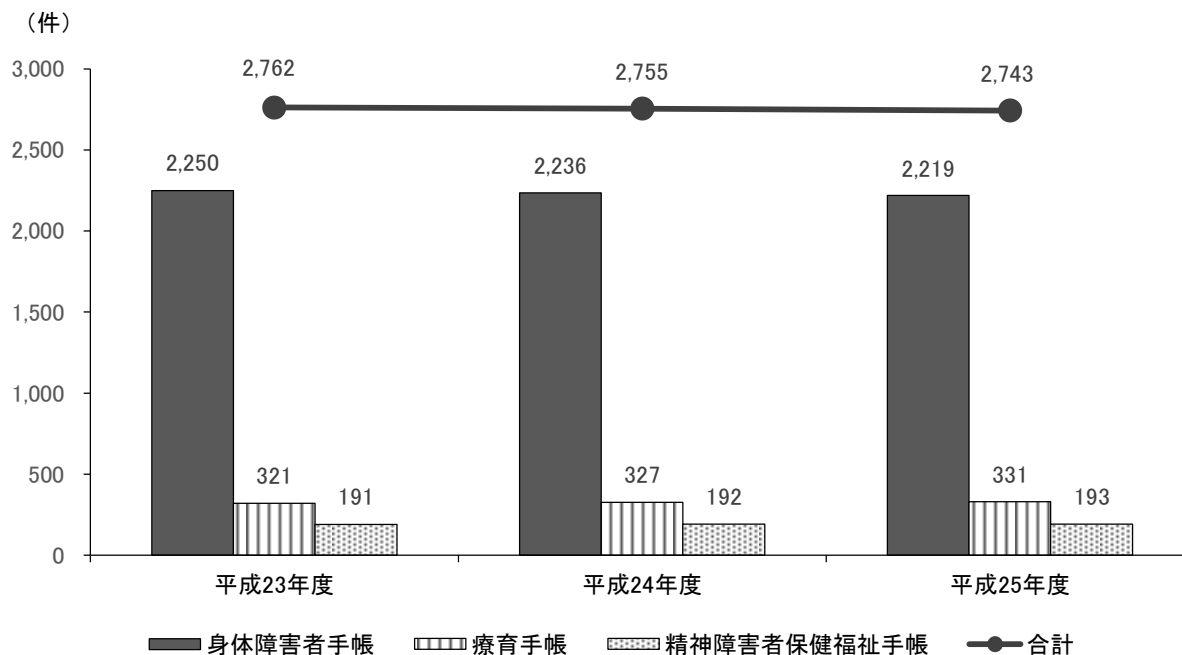


	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
鷹巣地区	19,319	19,195	18,908
合川地区	7,033	6,871	6,774
森吉地区	6,618	6,503	6,348
阿仁地区	3,328	3,236	3,147
合計	36,298	35,805	35,177

②障がい者手帳交付状況

近年の障がい者手帳交付件数は、3種合計で、平成23年度は2,762件、平成24年度は2,755件、平成25年度は2,743件となっており、身体障害者手帳交付数が平成25年度で全体の80.9%と多くを占めています。

障がい者手帳の交付動向(各年度末)



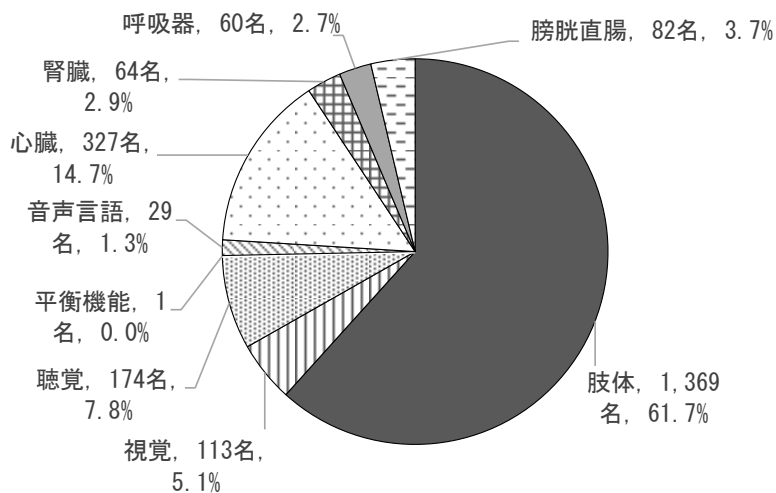
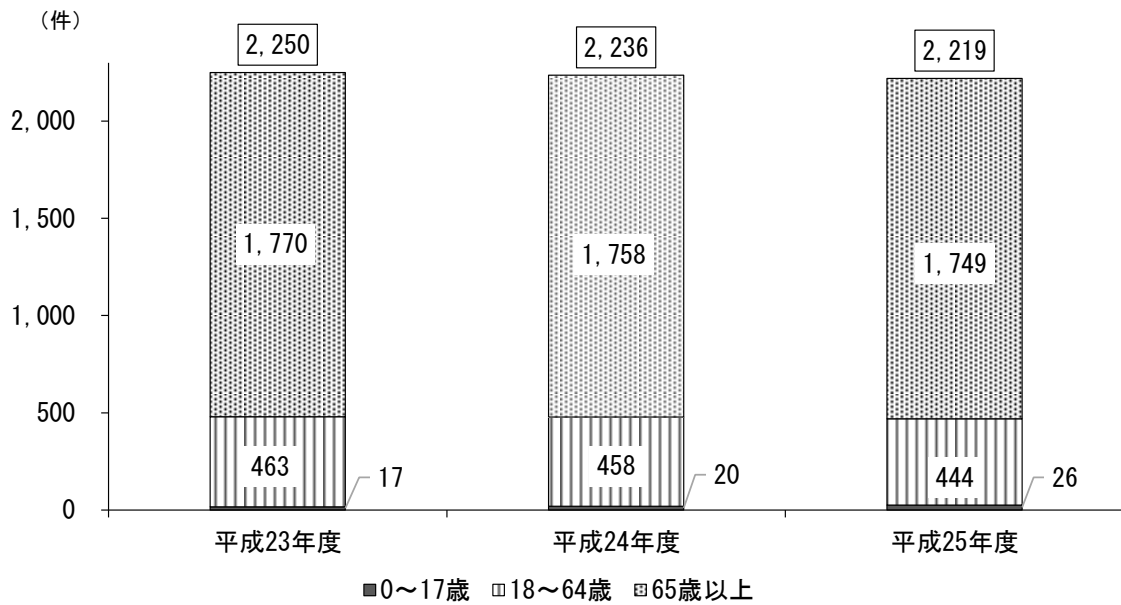
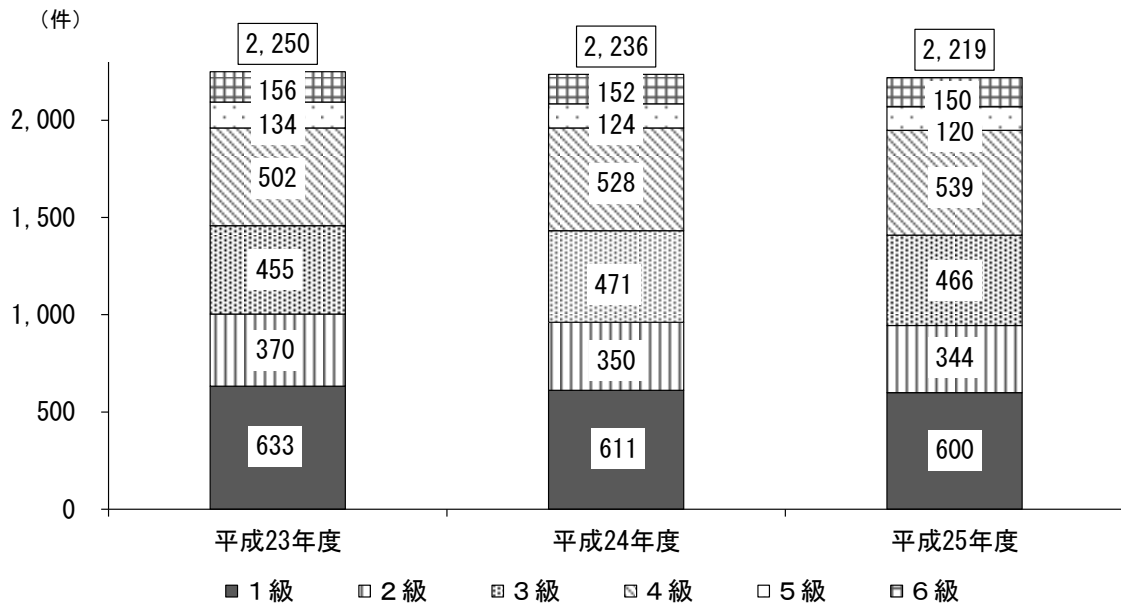
※福祉課

③ 身体障害者手帳交付数

身体障害者手帳交付数は平成23年度が2,250件、平成24年度が2,236件、平成25年度が2,219件で、この3年間は僅かながら減少傾向となっています。

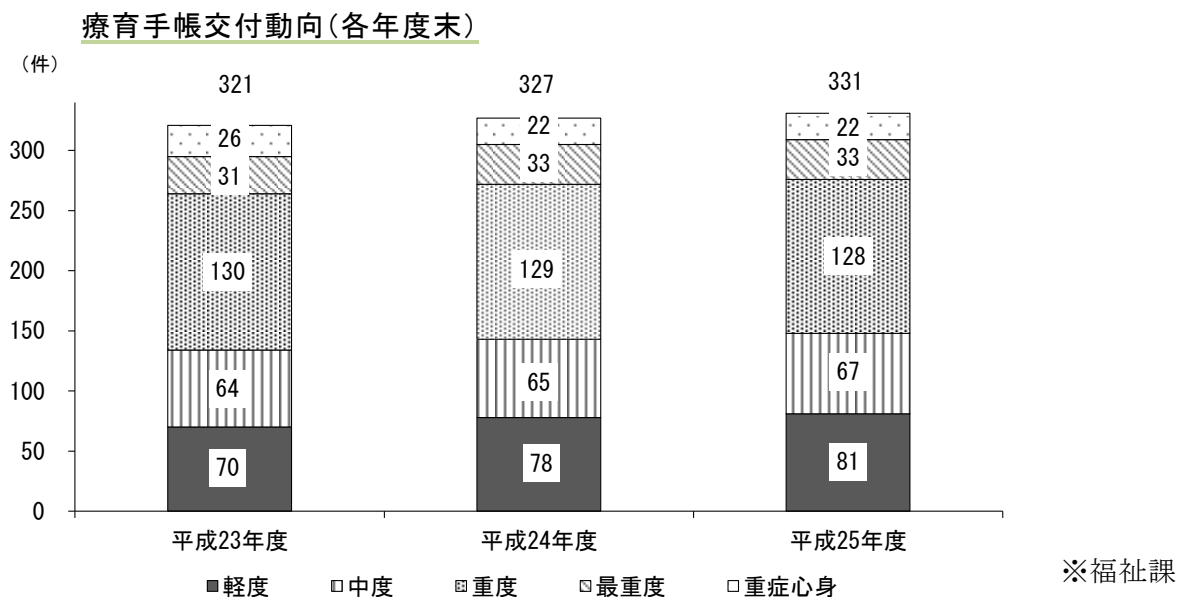
等級別では1級が最も多く、3・4級の中度の件数も多くなっています。平成25年度の1・2級の重度所持者は全体の42.5%を占めています。また、交付数のうち65歳以上が78.8%と多くを占めています。障がい種類別では、平成25年度は肢体が61.7%と半数を超えて多く、ついで心臓が14.7%を占めており、この2つが多くを占める状況です。

身体障害者手帳交付動向(各年度末)



④ 療育手帳交付数

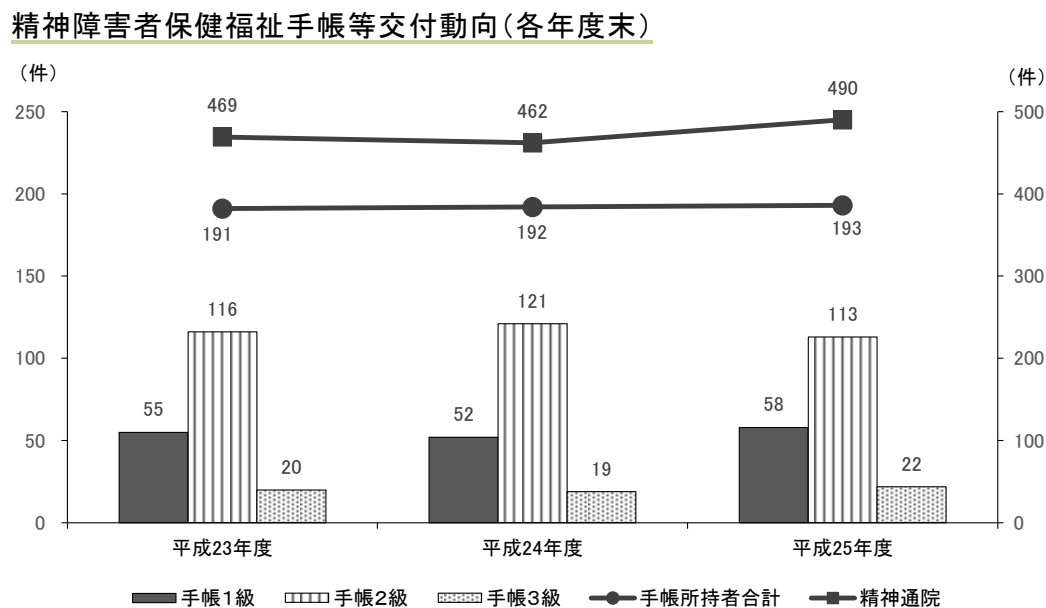
療育手帳交付数はこの3年で増加傾向にあり、平成25年度は331件で、重度が4割近くを占めています。



⑤ 精神障害者保健福祉手帳交付数

精神障害者保健福祉手帳の交付数は、平成23年度は191件、平成24年度は192件、平成25年度は193件となっています。等級別では2級が多くを占めています。

また、自立支援医療の精神通院の受給者数は、平成23年度は469件、平成24年度は462件、平成25年度は490件となっています。



⑥ 特定疾患医療受給者証交付数（難病患者数）

原因不明で治療法が確立されていない疾病や慢性的で様々な負担の大きい疾患を難病と呼び、そのなかで指定された疾患を特定疾患として、医療費等が一部公費負担されています。

特定疾患医療受給者証交付動向（各年度末）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
特定疾患医療受給者証 交付件数	225件	230件	244件	252件	260件
小児慢性特定疾患医療 受給者証交付件数	32件	31件	31件	33件	33件

「北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部業務概要」

(2) 障がい福祉サービス等の状況

① 障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスの利用者は、平成 23 年度は 274 人、平成 24 年度は 286 人、平成 25 年度は 297 人に増加しています。サービス受給状況では、新体系サービスの多くが増加傾向で、特に生活介護、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、就労継続支援の利用者が増えています。

地域生活支援事業の利用状況では、コミュニケーション支援回数や日常生活用具給付件数が毎年増加しています。

平成 24 年度以降、児童デイサービスから児童通所／児童発達支援、放課後等デイサービスへ制度改正となりました。

障がい福祉サービスの利用状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
サービス利用者数（実人数）	274 人	286 人	297 人
居宅介護	28	28	26
重度訪問介護	0	0	0
児童デイサービス、児童通所／児童発達支援、放課後等デイサービス	24	22	26
短期入所	11	9	7
共同生活介護（ケアホーム）	13	16	17
療養介護	1	4	6
生活介護	136	144	147
共同生活援助（グループホーム）	15	22	21
施設入所支援	23	146	145
自立訓練	23	25	22
就労移行支援	5	9	7
就労継続支援	72	83	84
地域生活支援事業 （年度累計・実利用者）			
コミュニケーション支援	延 17 回	延 23 回	延 27 回
日常生活用具給付	ストマ 81 人 ストマ以外 16 人	ストマ 81 人 ストマ以外 18 人	ストマ 85 人 ストマ以外 4 人
移動支援（個別）	6 人	6 人	5 人
福祉ホーム	2 件	1 件	1 件
訪問入浴	2 人	2 人	3 人
日中一時支援	29 人	25 人	26 人
地域活動支援センター	1 件	1 件	1 件
生活サポート	2 人	1 人	3 人

※福祉課

② 補装具・日常生活用具

身体障がい者（児）の身体機能の失われた部分を補うための器具（義手、義足、めがね、補聴器、車椅子等）の交付と修理を行っています。交付・修理件数は年々増加しており、平成 25 年は 81 件となっています。

また、身体障がい者（児）の生活の利便を図るため、浴槽、電磁調理器、便器、たん吸引器等日常生活用具の給付を、地域生活支援事業で実施しており、平成 25 年度はストマの給付が 85 人で、その他は 18 人となっています。

補装具の交付・修理、日常生活用具の給付状況

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補装具の交付・修理		69 件	76 件	81 件

日常生活用具給付		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合 計	ストマ	81 人	81 人	85 人
	他	16 人	18 人	18 人

※福祉課

③ 福祉手当等

常時特別な介護を要し、在宅で暮らす障がい者の自立生活の基盤の確立を図るため、各種手当を支給しています。

特別障害者手当、障害児福祉手当は、この 3 年は減少傾向にありますが、特別児童扶養手当は増加しています。心身障害者扶養共済制度は加入・受給ともに横ばいで推移しています。

各種手当支給状況

	支給要件・概要等	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特別障害者手当	在宅で暮らす常時介護が必要な 20 歳以上の重度障がい者を対象	23 人	17 人	16 人
障害児福祉手当	在宅で暮らす常時介護が必要な 20 歳未満の障がい児を対象	24 人	25 人	20 人
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいをする 20 歳未満の障がい児を対象	54 人	52 人	55 人
心身障害者扶養共済制度	将来的に経済的自立が困難と認められた心身障がい者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または障がい者になった時に心身障がい者に終身年金が支給される制度	加入 9 人	加入 8 人	加入 8 人
		受給 1 人	受給 1 人	受給 1 人

※福祉課

④ 医療費の助成

平成 18 年度から自立支援医療となり、心身の障がいの状態の軽減を図るための更生医療、育成医療及び精神障害者通院に係る医療費の助成を行っています。

また、障がい者の経済的負担を軽減するため、秋田県福祉医療制度が実施されています。他に、進行性筋萎縮症者療養費給付事業を実施しています。

自立支援医療等医療費助成状況

	支給要件・概要等	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
育 成 医 療	18 歳未満で身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う	7 人	14 人	9 人
更 生 医 療	18 歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、社会更生を図るために必要な医療の給付を行う	68 人	55 人	59 人
精 神 障 害 者 通 院 医 療	精神疾患により継続的に通院する症状のある者に対し必要な医療の給付を行う	469 人	462 人	490 人
福祉医療費(高齢 身体障害者・重度 心身障害(児)者)	65 歳以上で障害者手帳 4～6 級所持者、療育手帳 A・障害者手帳 1～3 級所持者を対象(県)	4～6 級 603 人 1～3 級 1,650 人	4～6 級 618 人 1～3 級 1,636 人	4～6 級 626 人 1～3 級 1,627 人
進行性筋萎縮症 者療養費等給付	進行性筋萎縮症者の療養費等を給付する	2 人	2 人	2 人

※福祉課

⑤ その他のサービス

障がい福祉サービス、地域生活支援事業のほか、障がいのある人の暮らしを支えるサービスとして、障害者福祉タクシー、外出支援事業を実施しています。

また、在宅酸素療法者の電気料を助成する事業を市の単独事業として実施しており、平成25年度は40人が利用しています。

身体障害者相談員・知的障害者相談員は市から12人が任命され、地域からの相談に対応しています。

この他、住宅整備資金貸付制度を実施していますが、近年は利用者がみられません。

その他福祉サービスの実施状況

	概 要 等	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度
障 害 者 福 祉 タ ク シ ー	身体障がい者（1～3級）と知的障がい者（A）が社会参加する手段としてタクシーを利用する際の基本料金を助成（年6回）	延 346 人	延 312 人	延 296 人
外 出 支 援 事 業	公共交通機関の利用が困難な障がい者の移動を支援	37 人 2,567 回	37 人 2,627 回	42 人 2,586 回

	概 要 等		平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度
在宅酸素療法者電気料助成事業	在宅酸素濃縮器利用に係る電気料の1/2相当額を助成	実利用者	39 人	35 人	40 人

(県事業)		平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度
身体障害者相談員	相談員数	9 人	9 人	9 人
	延相談件数	117 件	97 件	90 件
知的障害者相談員	相談員数	3 人	3 人	3 人
	延相談件数	36 件	36 件	29 件

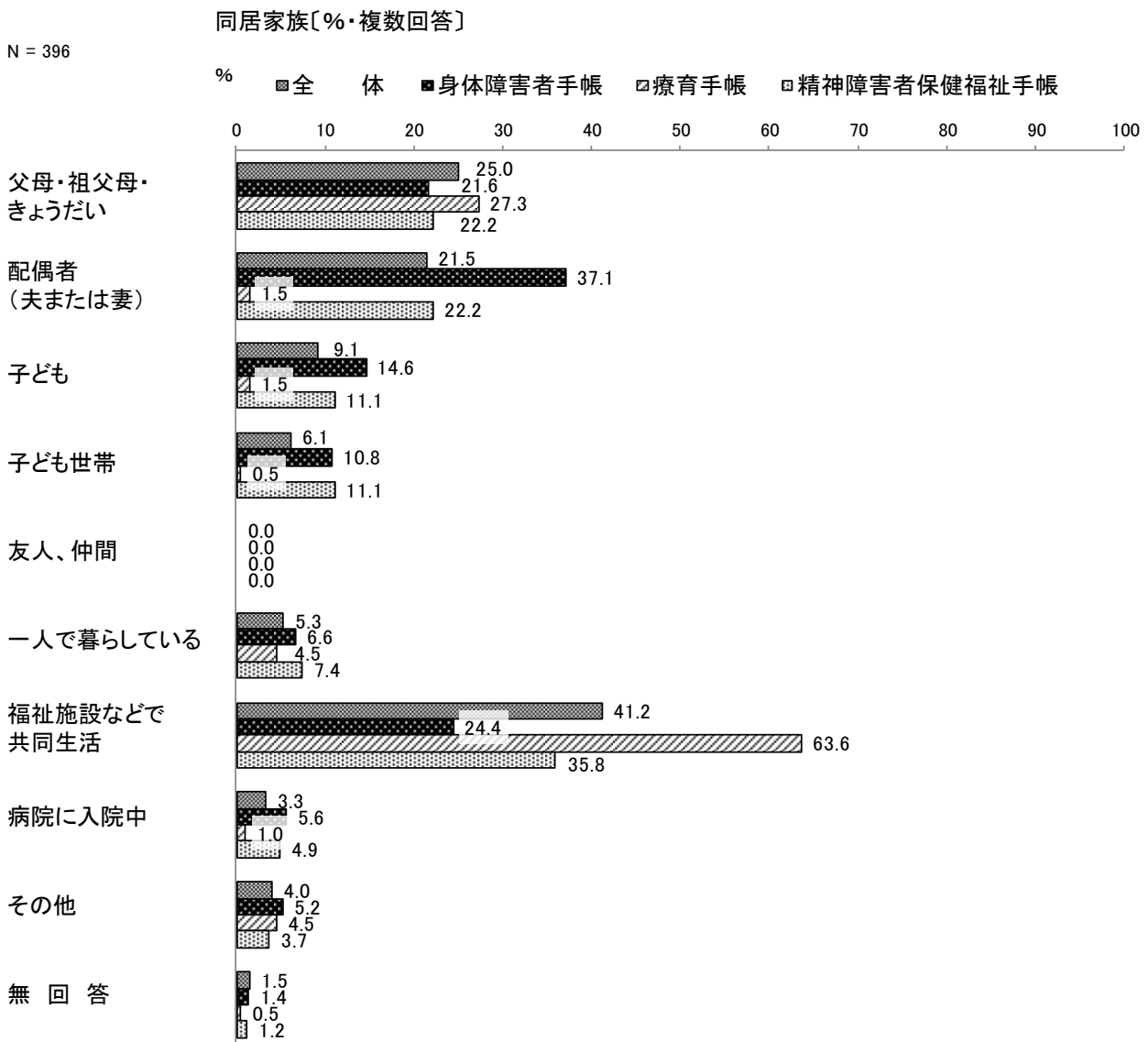
※福祉課

(3) アンケート調査から得られた障がい者の状況等

① 世帯の状況（居宅）

一緒に暮らしている家族は、全体では「福祉施設などで共同生活」が41.2%と最も多く、「父母・祖父母・きょうだい」が25.0%、「配偶者（夫または妻）」が21.5%と続いています。

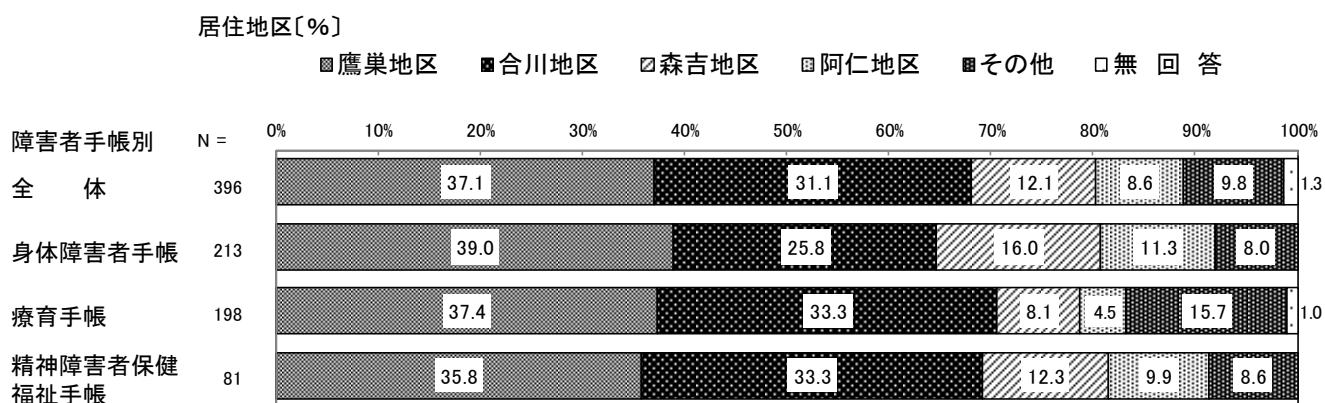
身体障害者手帳所持者では「配偶者（夫または妻）」が37.1%、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「福祉施設などで共同生活」がそれぞれ63.6%と35.8%で最も多くなっています。



② 居住地区

居宅回答者の居住地区では、全体では「鷹巣地区」が37.1%と最も多く、「合川地区」が31.1%、「森吉地区」が12.1%、「その他」が9.8%、「阿仁地区」が8.6%となっています。

身体障害者手帳所持者では「森吉地区」が16.0%、療育手帳所持者では「その他」が15.7%とやや多くなっています。



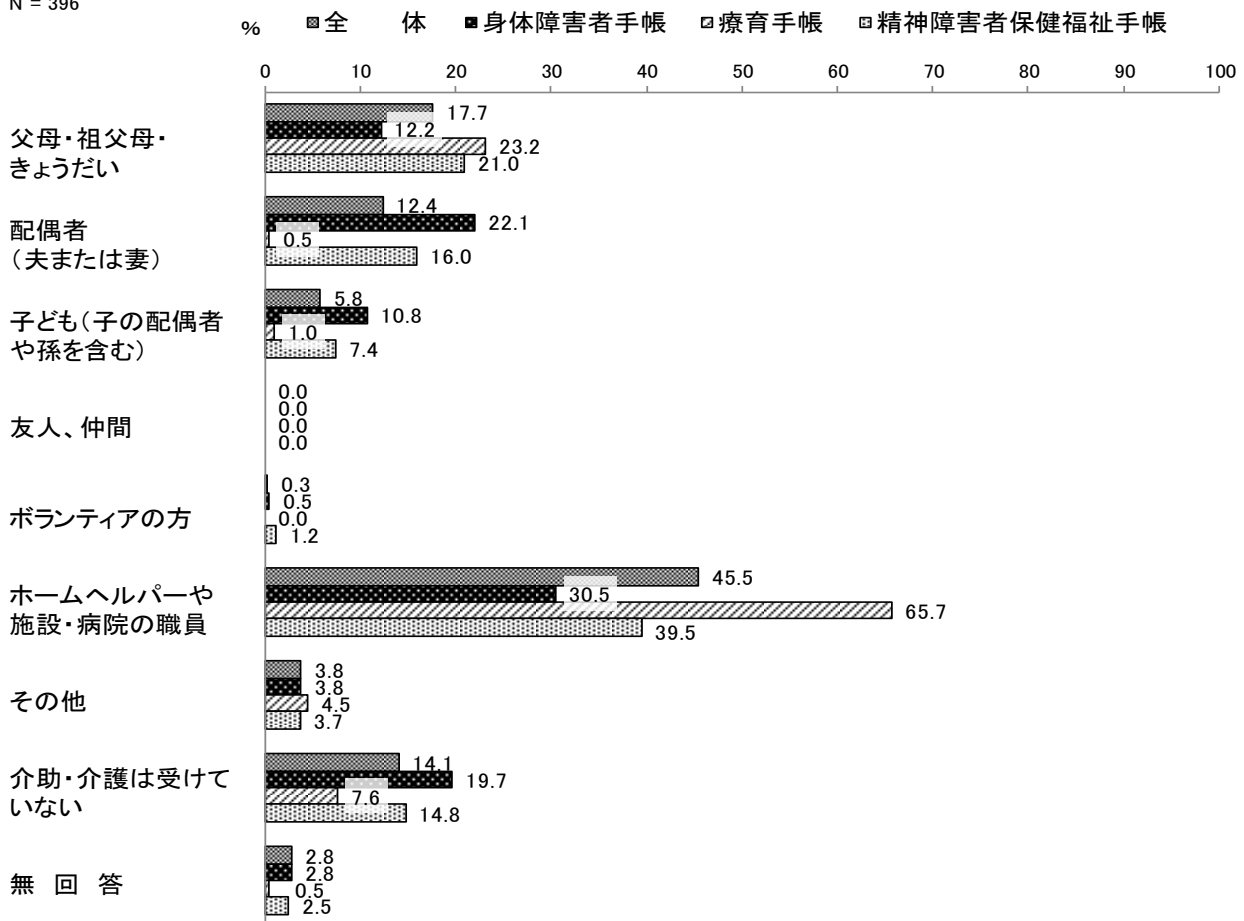
③ 主な介助者

主に援助・介助・介護をしている人は、全体では「ホームヘルパーや施設・病院の職員」が45.5%と最も多く、「父母・祖父母・きょうだい」が17.7%、「配偶者（夫または妻）」が12.4%と続いています。また、「介助・介護は受けていない」が14.1%みられます。

身体障害者手帳所持者では「配偶者（夫または妻）」が22.1%と多くなり、療育手帳所持者では「福祉施設などで共同生活」が65.7%と大幅に多くなっています。

N = 396

主な介助者〔%・複数回答〕

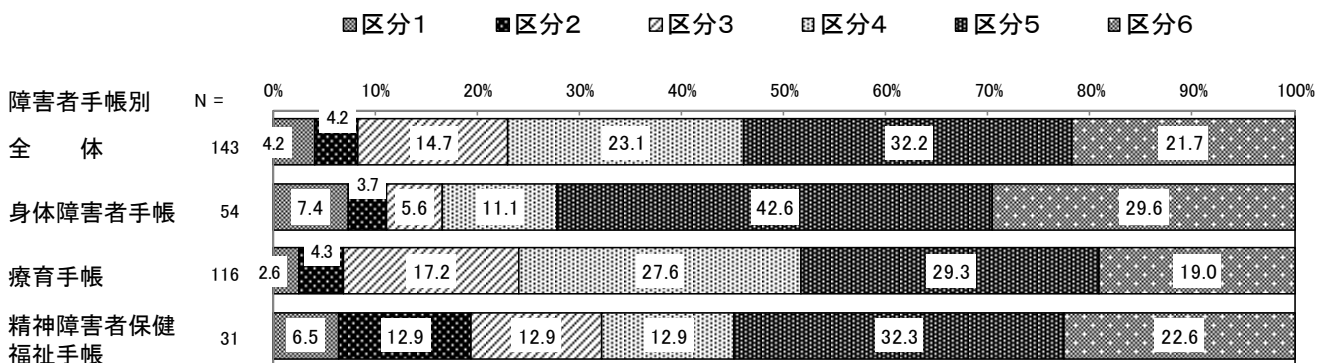


④ 障がい支援区分の認定

全体では「区分5」が32.2%と最も多く、「区分4」が23.1%、「区分6」が21.7%、「区分3」が14.7%と続いています。

身体障害者手帳所持者では「区分5」が42.6%と多くなり、精神障害者保健福祉手帳所持者では「区分2」が12.9%とやや多くなっています。

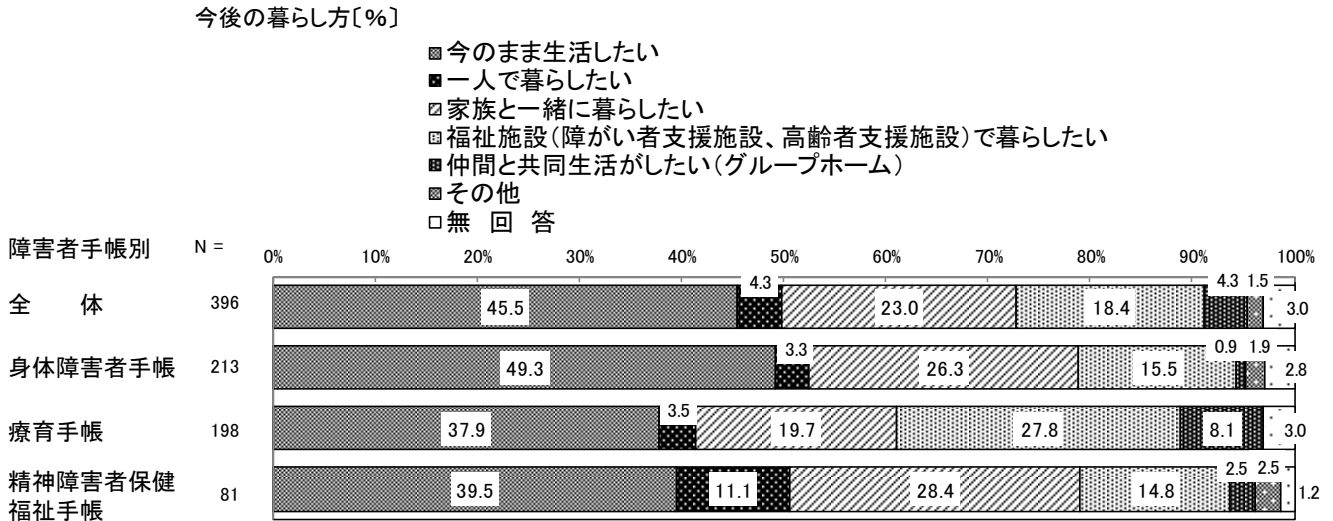
障害支援区分〔%〕



⑤ 今後の暮らし方

今後の暮らし方については、全体では「今のまま生活したい」が 45.5%と最も多く、「家族と一緒に暮らしたい」が 23.0%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が 18.4%と続いています。

療育手帳所持者では「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」27.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「一人で暮らしたい」が 11.1%とやや多くなっています。



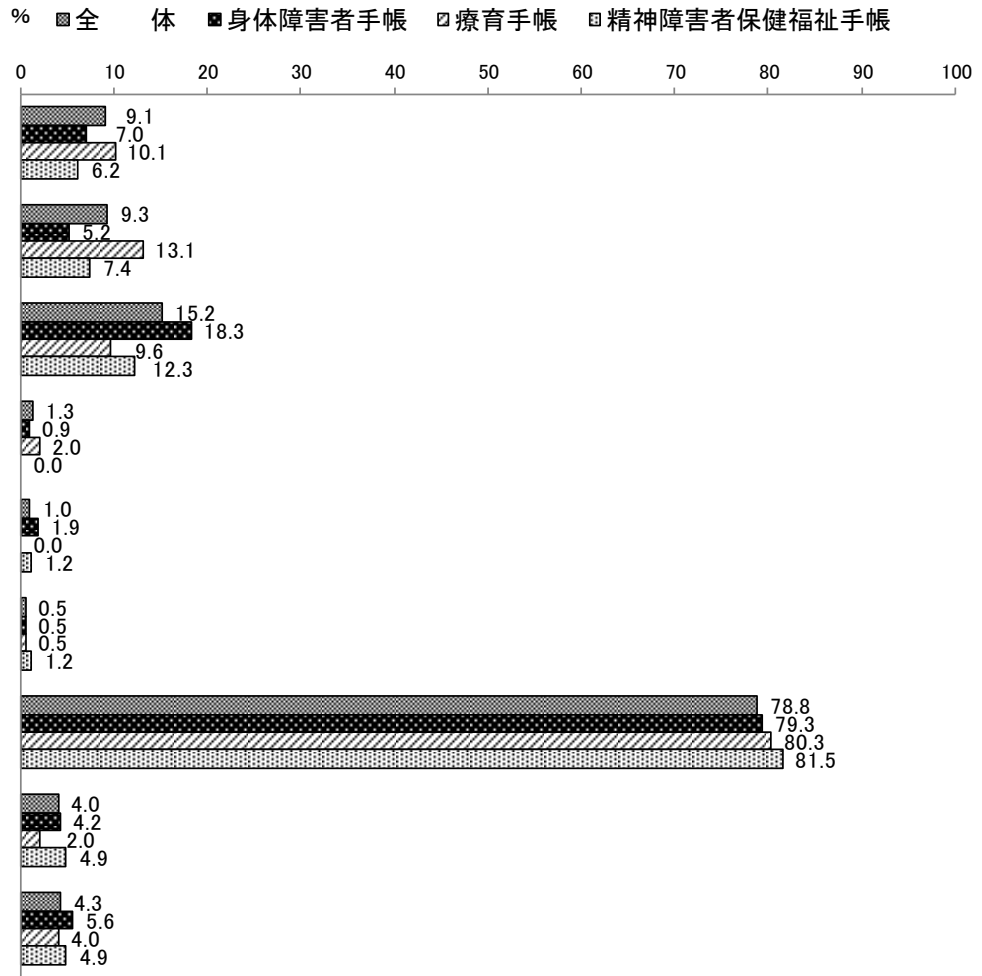
⑥ 生活上の収入

生活上の収入については、全体では「年金・特別障害者手当など」が 78.8%と特に多く、「同居家族の給与・援助」が 15.2%、「勤め先の給与・賃金」と「通所施設・作業所などの工賃」がともに 9%台で続いています。

身体障害者手帳所持者では「同居家族の給与・援助」が 18.3%、療育手帳所持者では「通所施設・作業所などの工賃」が 13.1%とやや多くなっています。

生活していく上での収入[%・複数回答]

N = 396



⑦ 成年後見制度

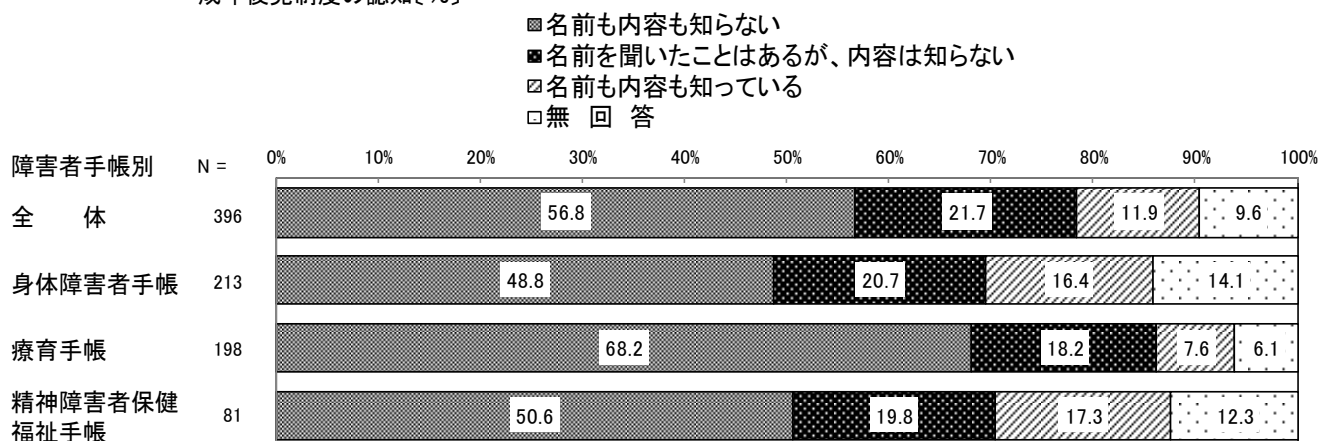
成年後見制度についての認知度については、全体では「名前も内容も知らない」が 56.8%と半数を超え、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 21.7%、「名前も内容も知っている」は 11.9%であります。

身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「名前も内容も知っている」がそれぞれ 16.4%、17.3%とやや多くなり、療育手帳所持者では「名前も内容も知らない」が 68.2%と多くなっています。

成年後見制度の利用意向については、全体では「わからない」が 53.0%と半数を超え、「将来、必要になったら活用したい」が 25.0%、「活用したいと思わない」が 10.4%、「すでに活用している」は 1.8%に止まっています。

療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「将来、必要になったら活用したい」がともに 29%台とやや多くなっています。

成年後見制度の認知[%]



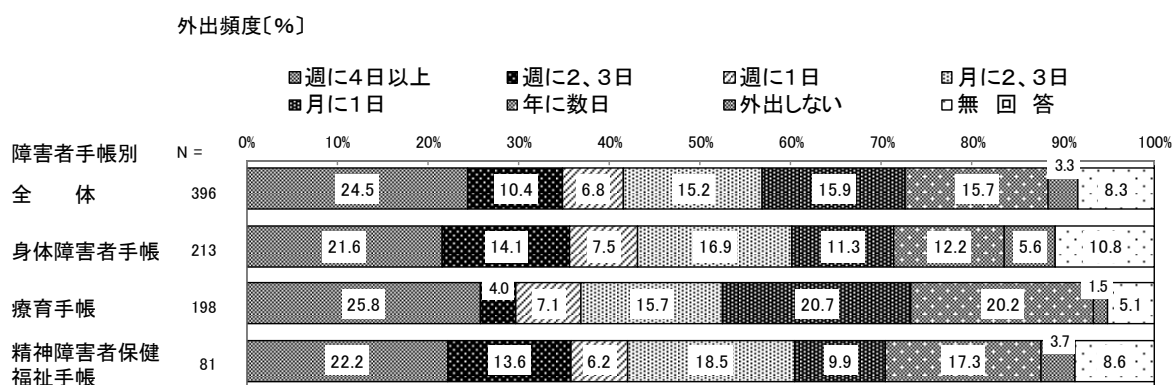
⑧ 外出状況

外出状況は、全体では「週に4日以上」が24.5%と最も多く、「月に2、3日」「月に1日」「年に数日」が15%台、「週に2、3日」が10.4%、「週に1日」が6.8%であります。

療育手帳所持者では「月に1日」「年に数日」がともに20%台とやや多くなっています。

外出の手段では、全体では「自家用車(本人または家族の運転)」が45.7%、「施設や病院などの送迎車」が40.3%と多く、少し離れて「バス・電車」が16.0%、「徒歩」が15.1%となっています。

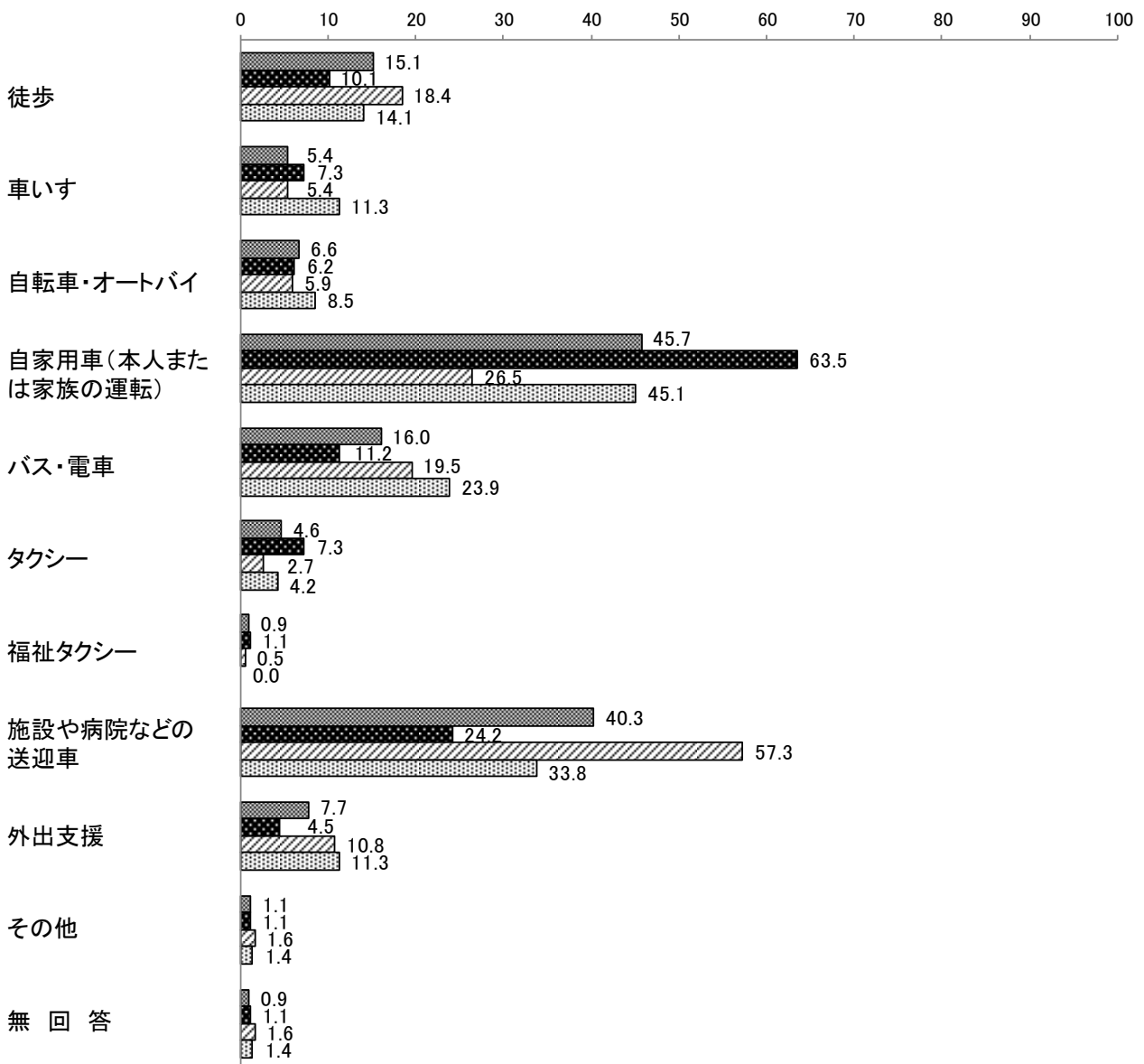
身体障害者手帳所持者では「自家用車(本人または家族の運転)」が63.5%、療育手帳所持者では「施設や病院などの送迎車」が57.3%と特に多くなっています。



外出するときの交通手段〔%・複数回答〕

N = 350

% ■全体 ■身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳



⑨ 就労状況

現在の就労状況については、全体では「していない」が 67.9%と多く、「している」は 25.0%であります。

身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「している」はそれぞれ 18.3%、19.8%とやや少なくなり、療育手帳所持者では 31.8%とやや多くなっています。

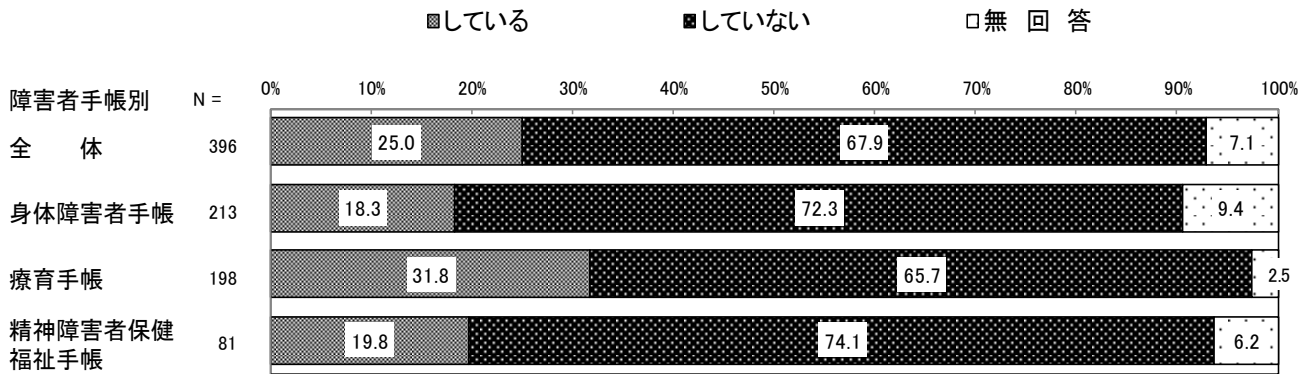
就労先では、全体では「施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」が 58.6%と最も多く、「会社などで正社員・正職員として働いている」が 14.1%、「会社などで臨時又は非常勤職員として働いている」が 11.1%と続いています。

身体障害者手帳所持者では「会社などで臨時又は非常勤職員として働いている」が 20.5%、療育手帳所持者では「施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」が 73.0%と多くなり、精神障害者保健福祉手帳所持者では「会社などで臨時又は非常勤職員として働いている」が 18.8%、「自営業者」が 12.5%とやや多くなっています。

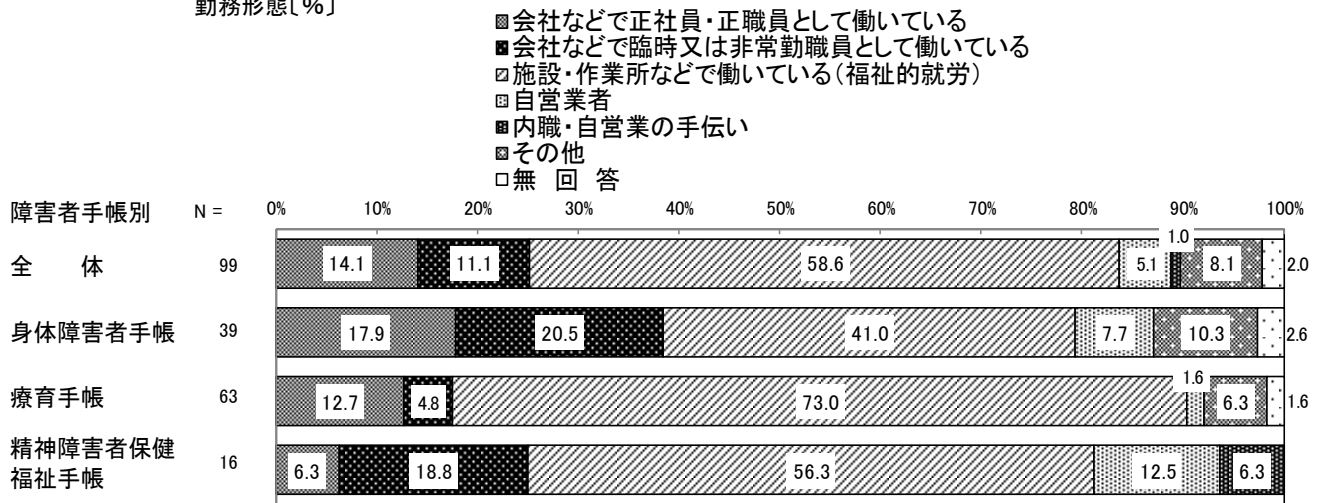
働いていない理由としては、全体では「障がいにより、できる仕事がない」が 36.4%と最も多く、「年齢のため（幼少・高齢）」が 23.0%、「働きたいが働けない」が 17.8%と続いています。

療育手帳所持者では「障がいにより、できる仕事がない」が 45.4%と多くなっています。

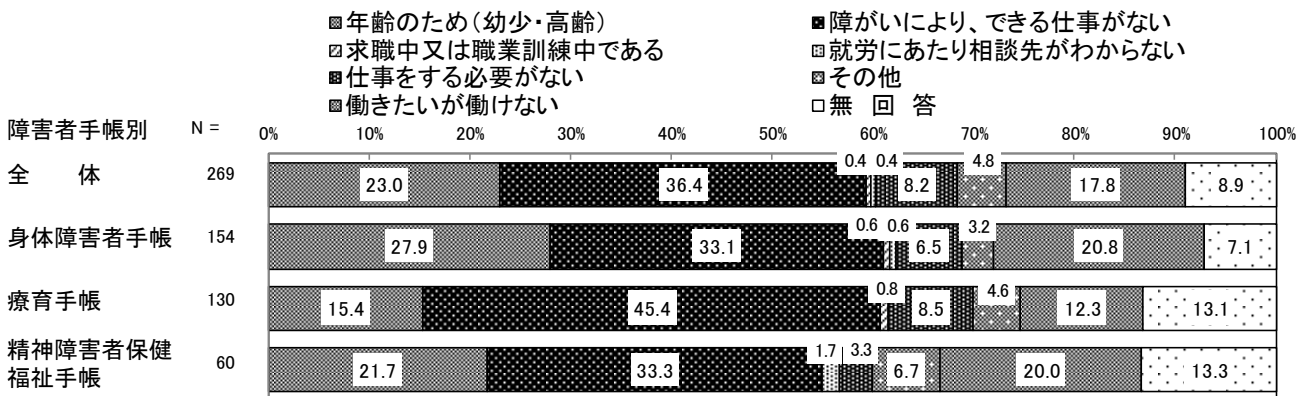
現在、仕事をしている[%]



勤務形態[%]



働いていない主な理由[%・複数回答]



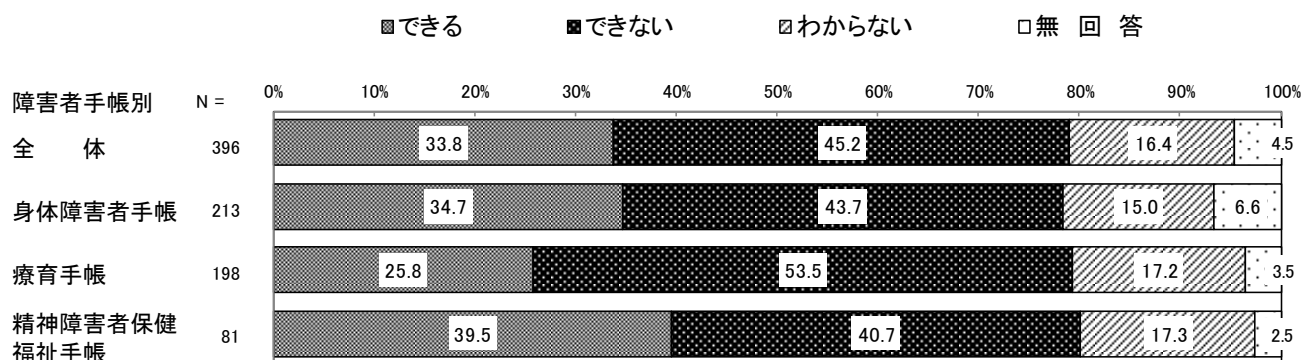
⑩ 災害時の不安

災害時に家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、一人で避難できるかについては、全体では「できない」が45.2%と多く、「できる」は33.8%であります。療育手帳所持者では「できない」が53.5%と半数を超えています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「できる」が39.5%とやや多くなっています。

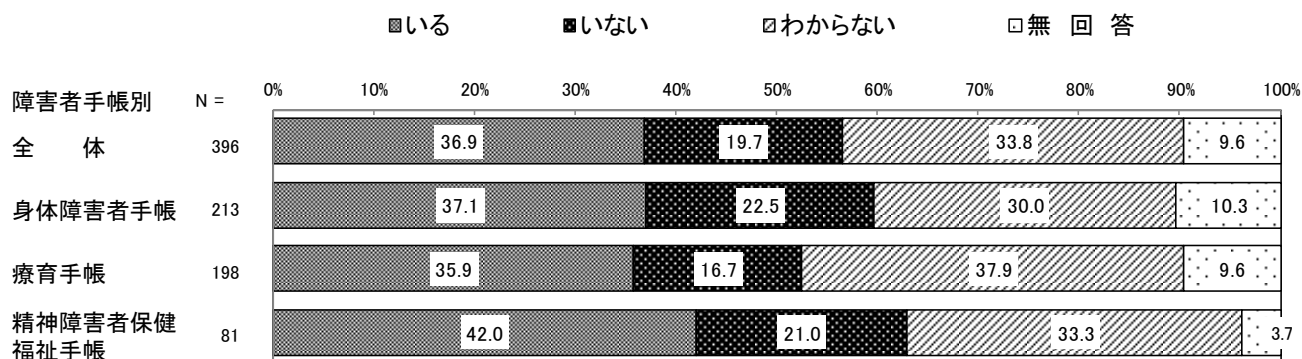
また、近所に助けてくれる人がいるかは、全体では「いる」が36.9%と多いが、「わからない」が僅差の33.8%、「いない」は19.7%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「いる」が42.0%とやや多くなっています。

災害が起こった際の不安については、全体では「避難する際の不安」が43.9%と最も多く、「避難先での不安」が37.1%、「災害の状況が伝わってこない場合」が27.3%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「災害の状況が伝わってこない場合」が35.8%と多くなっています。

火事や地震等の災害時に一人で避難できる[%]

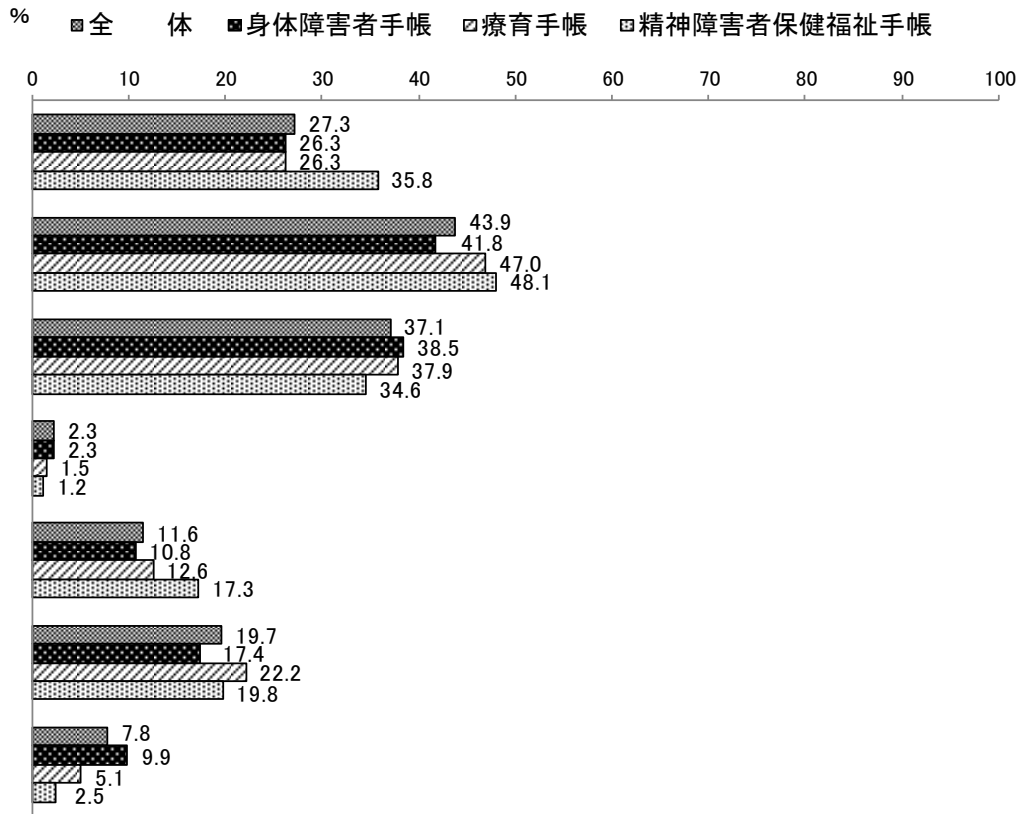


近所に助けてくれる人がいる[%]



災害が起こった際の不安[%・複数回答]

N = 396

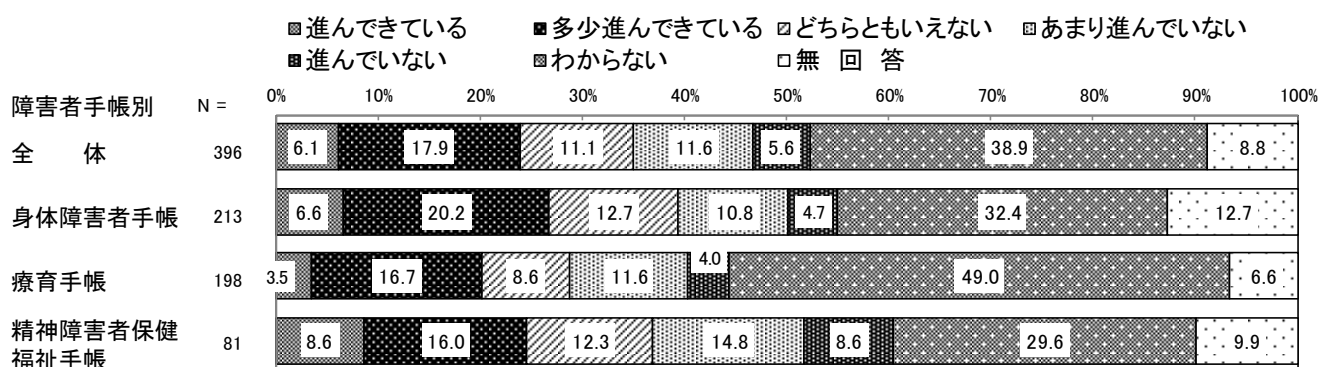


⑪ 「障がい」に対する社会的な理解と支援

「障がい」に対して、市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んでいるかについては、全体では「わからない」が38.9%と最も多く、「多少進んできている」が17.9%、「どちらともいえない」と「あまり進んでいない」がともに11%台で続いています。進んできていると思う割合（「進んできている」と「多少進んできている」の合計）は24.0%で、進んでいないと思う割合（「あまり進んでいない」と「進んでいない」の合計）の17.2%を上回っています。

身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では進んできていると思う割合はそれぞれ26.8%、20.2%で、進んでいない割合の15.5%、15.6%を上回っています。精神障害者保健福祉手帳所持者では進んできていると思う割合は24.6%と進んでいない割合の23.4%を僅かに上回っています。

障がいに対して市民の理解や社会的な支援が進んでいる[%]



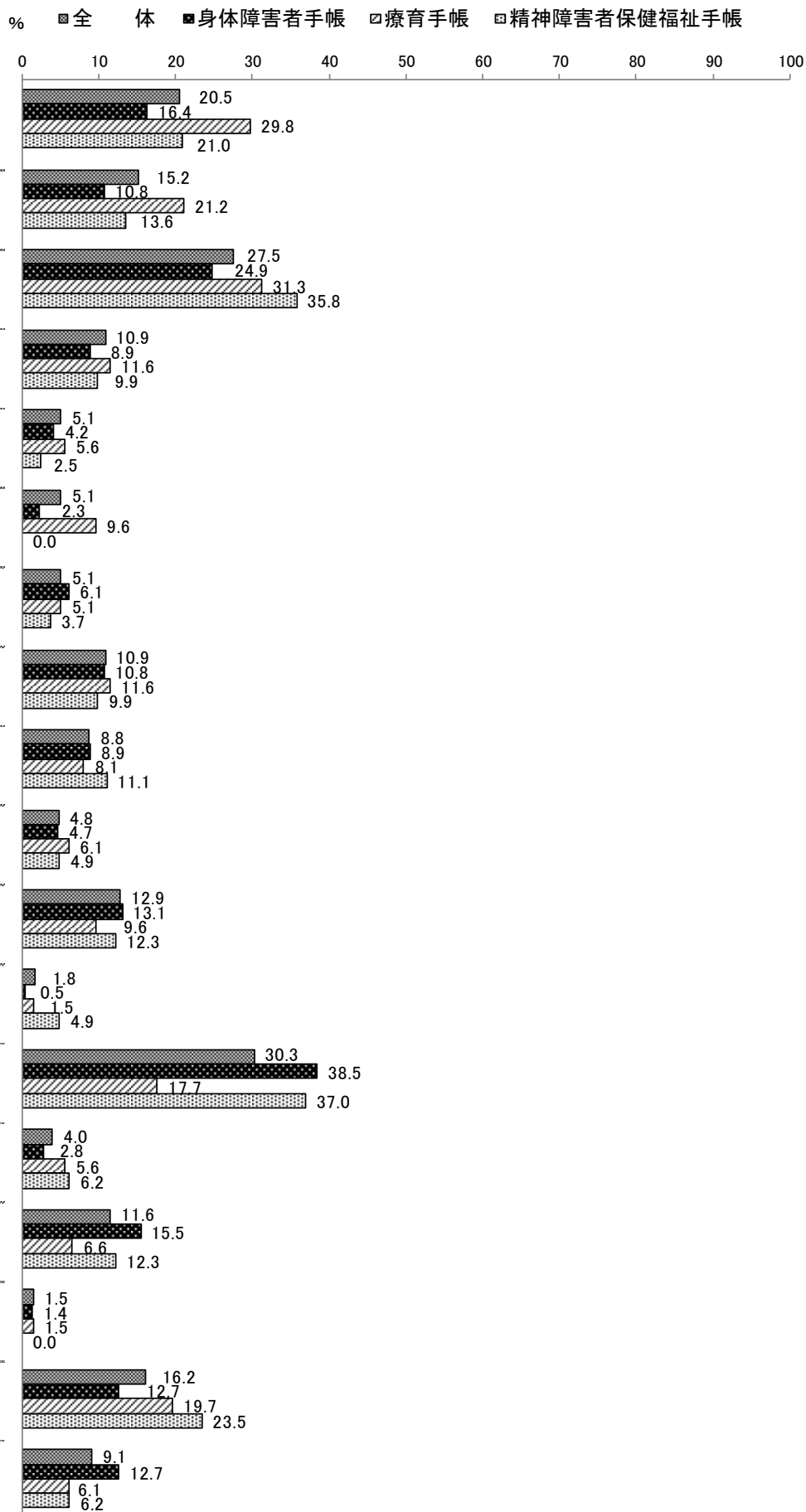
⑫ 障がい者施策の推進

障がい者が暮らしやすくするために、特にしてほしいことでは、全体では「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が30.3%、僅差で「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が27.5%、「毎日の生活の手助けをしてほしい」が20.5%、「外出の支援をしてほしい」が15.2%と続いています。

身体障害者手帳所持者では「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が38.5%、療育手帳所持者では「毎日の生活の手助けをしてほしい」が29.8%、「外出の支援をしてほしい」が21.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が37.0%、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が35.8%と多くなっています。

暮らしやすくなるためにしてほしいこと〔%・複数回答〕

N = 396



Ⅲ. 北秋田市の障がい者施策の方向

(1) 計画の基本理念

本計画の基本理念を『地域の輪（和）のなかで 障がい者の自立を支える 北秋田市』とし、障がいのある人もない人も共に北秋田市で暮らしていけるように、引き続き障がいのある人を守る施策・事業を総合的に推進します。

基本理念

地域の輪（和）のなかで 障がい者の自立を支える
北秋田市



(2) 基本視点

各分野にわたり障がい者施策を推進する上で、以下の基本視点に基づき推進します。

基本視点

基本視点 1：障がい者の自立を支援する

障がいのある人自身の意欲と、必要な支援、心温かな手助けにより、日常生活、社会参加など様々な場面で自立して過ごせるようにすることが基本であり、障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくりを目指します。

基本視点 2：障がいの特性や成長段階に配慮する

障がいに関する問題は広範囲であり、年齢に関わらず、市民にとって実は身近な問題です。

一方で、障がいのある人の成長過程から考えると、障がいによる特性や成長段階ごとに、必要な支援や取り組みが異なる点を十分踏まえることが基本です。このため、障がいの特性や個性、その人を取り巻く状況、成長段階などにあった支援を目指します。

基本視点 3：住み慣れた地域で暮らす

北秋田市で、また身近な地域で、多くの人と関わりをもって暮らせるように、自立した暮らしを支援する取り組みやつながりについて、地域の理解と温かい手助けが不可欠であることを十分踏まえて検討します。

(3) 重点課題と基本目標

① 重点課題

本計画の基本理念を『地域の輪（和）のなかで 障がい者の自立を支える 北秋田市』とし、障がいのある人もない人も共に北秋田市で暮らしていけるように、障がいのある人を支えるネットワークづくりをさらに進めていくことが重要な課題です。

重点課題

障がい者の自立を支援するネットワークの強化

② 基本目標

基本目標 1 :
自立した暮らしのための支援

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、相談から必要なサービスの利用まで適切に利用できるよう支援体制の充実を図ります。

基本目標 2 :
育ちと健康の支援

発育・成長で支援が必要な子どもそれぞれにあった相談・指導の体制を確立して健やかな成長を支援します。
また、市民自らの健康管理や生活習慣の見直しにつながるように、市民の心身の健康づくり、障がいや疾病の予防に取り組みます。

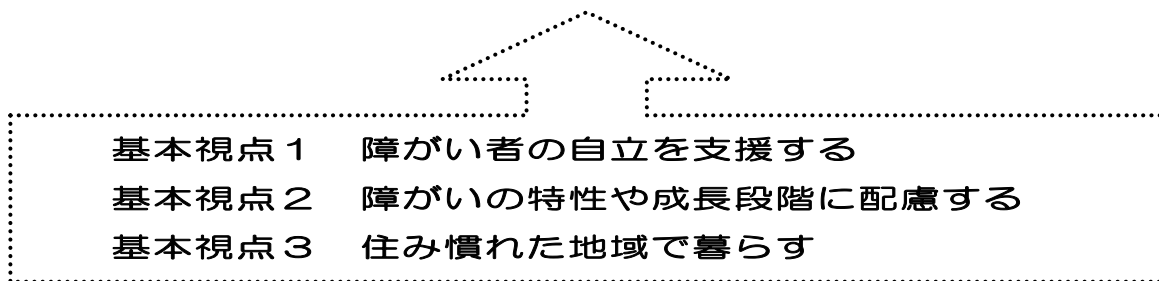
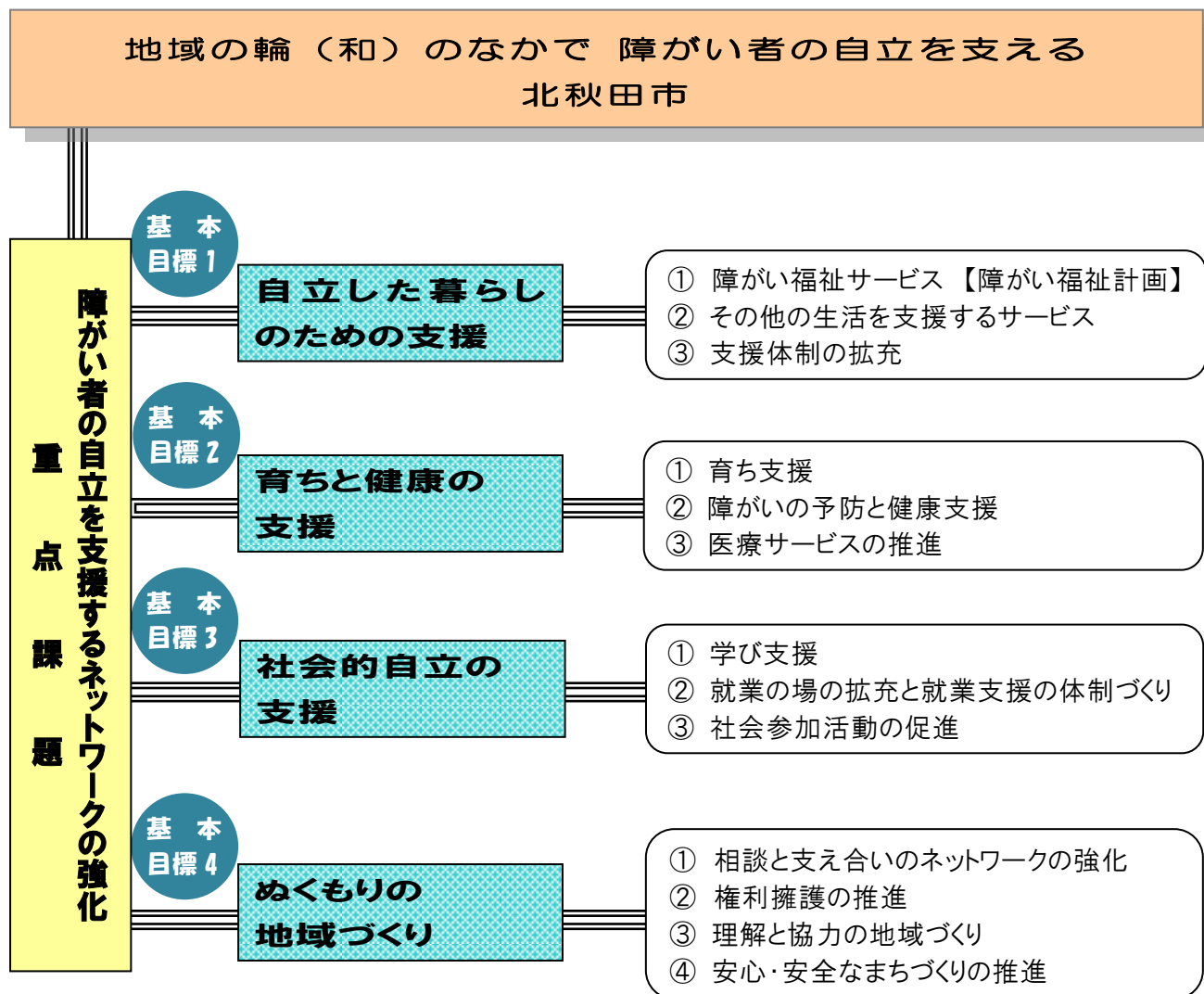
基本目標 3 :
社会的自立の支援

障がいの有無に関わらず、子どもが共に学び育ち、自立する力を高められるように、子どもの個性・可能性を伸ばす学びを推進します。
また、働く場、各種社会活動の場と機会づくりを進め、障がいのある人ない人が共に暮らし、障がいのある人の社会参加が広がるように推進します。

基本目標 4 :
ぬくもりの地域づくり

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、人権が守られ、相談や支え合い活動など支援体制の充実を図り、ぬくもりの感じられる、安心できる地域づくりを目指します。
市全体が障がいについての理解を深め、物理的・意識的な障壁（バリア）を取り除くことに継続して取り組んでいきます。

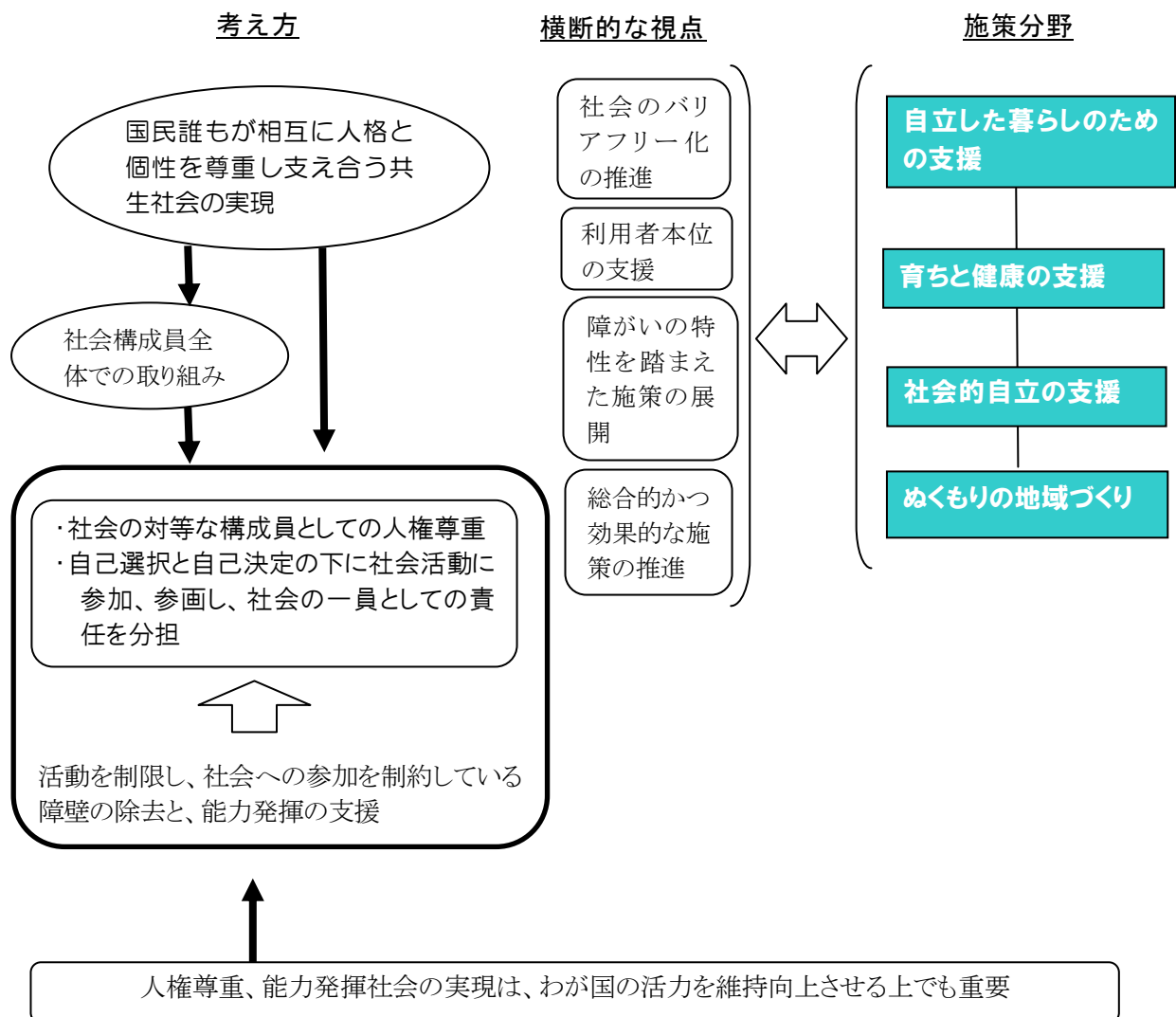
施策の全体像



北秋田市第2次障がい者計画

北秋田市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定するもので、北秋田市の障がい者施策の指針であり、障がい者の総合的な計画となります。

障がい者計画のとらえ方



I. 自立した暮らしのための支援

■現状等■

- 障がい者を支える家族等介助者の高齢化がさらに進み、生活上の課題や不安が増大しており、障がいのある人の日常生活を支えるサービスとともに、家族等介助者の負担を軽減する視点が不可欠です。
- 障がい福祉サービスの利用者は増加傾向です。サービス利用計画を作成してから支給決定とサービス利用をする流れとなっています。その人にあった支援のあり方や必要なサービスを検討する体制、サービス利用計画作成のために、相談や情報提供、関係課や関係機関との機能的なネットワークをさらに強化していく必要があります。
- 制度改正のなか、利用者にとってはサービス利用等にあたり、わからないことが多く、アンケート調査では障がい福祉サービスを利用する上で困っていることとして、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が上位に挙げられるなど、相談と情報提供は継続した課題といえます。以前から活用している「障がい者福祉サービスのしおり」の改訂とあわせて、継続して制度・サービス等の周知を図り、情報提供をしていくことが必要です。
- アンケート調査では、今後の暮らし方について「今のまま自宅で暮らしたい」が約半数を占めるなど、現在の暮らし方を継続したい傾向がみられます。一方で、介護者の高齢化等がみられることや、地域移行が大きな目標となっていることなどを踏まえて、居住の場の選択肢が広がるように検討していくことが重要です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
精神障害者小規模作業所運営費助成事業	11 人	8 人	8 人
精神障害者通所等交通費助成事業	2 人/助成額 58,550 円	2 人/助成額 56,250 円	2 人/助成額 59,125 円
在宅酸素療法者電気料助成事業	39 人	35 人	40 人
障害者住宅整備資金貸付事業 償還方法：元利均等年賦償還 償還期間：1 年据置後 9 年以内	0 件	1 件	0 件
福祉の雪事業	1,364 世帯 11,355 回	1,448 世帯 14,796 回	1,313 世帯 10,686 回

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生活高齢者支援サービスと連携した	外出支援サービス	472 人/4,605 回 内障がい者の利用 2,432 回	446 人/4,509 回 内障がい者の利用 2,627 回	441 人/4,070 回 内障がい者の利用 2,586 回
	生活管理指導派遣事業	4 人/111 回	3 人/98 回	3 人/61 回
	食の自立支援事業	234 人/31,923 食	227 人/28,205 食	241 人/30,310 食
	あんしん電話	470 世帯	452 世帯	439 世帯
	福祉入浴	108 世帯 2,612 回	90 世帯 2,243 回	78 世帯 1,380 回
福祉機器の貸出し		利用なし	利用なし	利用なし
障害者社会参加総合推進事業 (レクリエーション教室参加者)		36 人	43 人	22 人
地域権利擁護事業 (金銭管理)		55 人	50 人	46 人
人工透析通院費助成事業		事業なし	11 人	20 人

■主な取り組み■

(1) 障がい福祉サービス【「障がい福祉計画」部分を参照】

① 自立支援給付サービスの推進

入所施設利用者の減少と地域移行の促進、就労に向けた訓練サービスの利用者の増加に対応すべく、継続して障がい福祉サービスを推進します。

② 地域生活支援事業の推進

地域特性や利用者の状況を踏まえて、地域が自主的に提供すべき事業を継続して地域生活支援事業として実施します。

③ その他の取り組み

障害者自立支援医療と補装具費の支給は継続して制度の周知を図るとともに、適切な対応に努めます。

(2) 障がい福祉サービス以外の福祉サービス等

障がい福祉サービス以外の事業・サービスについては、市主体の事業は利用者ニーズと介護者の支援の視点から、高齢者福祉サービスと連携しながら実施します。

手当等については、国・県の事業と連携した迅速で適切な対応に努めます。

平成 27 年 4 月に施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき、市では生活困窮者に対する自立相談支援事業等を実施し、制度の枠組みにとらわれない柔軟な相談支援体制の充実を図ります。

(3) 支援体制の拡充

① 情報提供体制の充実

各種福祉サービス・制度の周知・理解を図るために、従来から活用している「障がい者福祉サービスのしおり」を改訂して、各相談窓口等に配布し、相談や情報提供、窓口業務に活用します。

また、市の広報やホームページを活用し、より迅速で効果的な情報を提供できるようにします。あわせて、情報提供の充実に向けて、手話や資料の音声化など、円滑なコミュニケーション手段の拡充について検討します。

② 支援体制の拡充

相談支援事業に関する総合的な支援を行う拠点施設として、北秋田市障害者生活支援センターが障がい者とその家族等に身近な存在となっており、利用者の生活の質を高め、ピアカウンセリングや日中活動の場づくりなど総合的に支援する事業を展開する拠点としての取り組みを推進します。

北秋田市障害者自立支援協議会を設置して調整・連携を図っており、今後も有効な協議・連携の場となるように取り組んでいきます。

③ サービス等利用計画作成

障がい福祉サービス利用者については、支給決定前のサービス等利用計画の作成が求められています。サービス等利用計画の作成、相談支援やサービス利用に関する体制づくりを今後も進めます。

■主な施策■

施策名	概要	取り組み方向	担当課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(日中活動系サービス)	障がい程度が一定以上の人に対する介護給付及び身体的・社会的リハビリテーションや就労支援を行う訓練等給付の支給により、障がい者の地域での生活を支援します。	利用者の増加、利用動向をとらえながら、適切なサービス利用を推進します。	福祉課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(居住系サービス)	障がい程度が一定以上の人に対する介護給付及び夜間のサービス等により居住の場を確保し、生活を支援します。	障がい程度が一定以上の人に対する介護給付及び夜間のサービス等により居住の場を確保し、生活を支援します。	福祉課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(訪問系サービス)	障がい程度が一定以上の人に対する介護給付及び訪問系のサービス等により生活を支援します。	地域移行に伴い、利用の増加を勘案して対応します。平成 23 年度は同行援護の利用が2名、平成 24 年度は4名、それ以降は4～5名となっています。	福祉課
計画相談支援	平成 24 年度からの制度改正により、サービス利用計画の対象者が拡大され、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援として実施します。	サービス計画支援も今後増えることが予想されるため、相談支援事業所と調整して対応し、サービス利用計画作成の体制確保と、ケアマネジメントを推進します。	福祉課
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を平成 18 年 10 月より実施しています。①相談支援 ②意思疎通支援 ③日常生活用具給付④移動支援 ⑤地域活動支援センター⑥福祉ホーム⑦訪問入浴サービス⑧日中一時支援 ⑨生活サポート	移動支援、日中一時支援等の利用増が見込まれ、適切なサービス利用を促進します。	福祉課
その他の取り組み	自立支援医療は平成 18 年4月から、補装具費の支給は平成 18 年 10 月から障害福祉サービスにおいて実施しています。	継続して実施します。	福祉課
精神障害者通所等交通費助成事業	小規模作業所への通所又は保健所等が実施する社会参加事業に参加する際に、公共交通機関を利用した場合、その交通費の半額を助成します。	精神障害者通所等交通費補助金(総合支援法以外の障がい者サービス事業) あんず作業所に通所している人を対象に実施しています。	福祉課
在宅酸素療法者電気料助成事業	在宅酸素濃縮器の電気料の 1/2 相当額を助成しています。	継続して実施します。	福祉課

施策名	概要	取り組み方向	担当課
障害者住宅整備資金貸付事業	障がい者の居住環境を改善するため、障がい者の専用居室等を増改築又は改造するために必要な経費の貸付を行います(貸付限度額 150 万円)。 身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A、その他必要と認められる障がい者が対象。平成 23 年度以降実績はありません。	財政融資資金等の低利貸付であり、制度の周知とあわせ継続して実施します。	福祉課
福祉の雪事業	除排雪が困難な高齢者や障がい者等世帯の家屋の出入口の除排雪や屋根の雪下ろしの作業委託に対し補助します。	平成 25 年度から非課税世帯が対象となったことから対象者が減っていくと思われます。	高齢福祉課
高齢者施策と連携した生活支援サービス	高齢者障害者等外出支援サービス、生活管理指導員派遣(訪問介護)、食の自立支援(配食サービス)、あんしん電話(緊急通報システム)、福祉入浴(銭湯入浴)について、障がい者も対象に実施します。	継続して実施します。	高齢福祉課 福祉課
福祉機器の貸出し	自立支援、介護負担の軽減のため、高齢者、障がい者等へ補助器具の貸与を行います。	利用対象者と必要な機器の把握に努めながら、障がい者で要支援・要介護認定者の福祉機器の貸出しを行います。	高齢福祉課
障害者社会参加総合推進事業	障がい者の社会活動への参加による自立を促進するための必要な援助を行います(レクリエーション教室、障がいに関する普及啓発事業等)。	継続して実施します。	保健所 福祉課

施策名	概要	取り組み方向	担当課
相談指導・情報提供	各種団体等の要請に応じ、相談または研修等に派遣しています。「障害者福祉サービスのしおり」を作成し、必要に応じ配付しています。	各種団体等の要請に応じ、相談または研修等に派遣しています。「障害者福祉サービスのしおり」を作成し、必要に応じ配付しています。	福祉課
相談支援事業を中心とした支援体制の確立	専門的な相談への対応が難しく、一般的な相談にとどまってしまうことがあります。市内の相談の拠点である「ささえ」の相談支援事業所と連携しながら対応しています。各地区の巡回を月1回ハート交流会として開催しています。	月1回ではありますが各地区を巡回することで地区の人達との交流ができています。民生委員の参加もあり、相談支援事業所として係わりある人達の地域への周知にもなっています。	福祉課 関係課
地域自立支援協議会	障がい者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関と連携を図り地域実情に応じた課題解決に向けて協議します。	全体会年2回を継続して実施します。	福祉課 関係課
地域権利擁護事業(金銭管理)	障がい者や介護保険サービス利用者の日常的に必要な現金及び証書等の管理を行います。身寄りのない者等において金銭管理の枠を超えた利用者が多くなっています。	社協で行っている金銭管理は金銭の出し入れが主となっています。高齢者が多く生活保護受給者やヘルパー支援が必要な人となっています。障がい者の人数は把握出来ていないため必要があるかもしれません。	市社協
人工透析通院費助成事業	市内に住所を有する非課税者で人工透析治療を受けている人を対象に通院費用の一部を助成します。	平成 24 年4月から新事業として実施しています。	福祉課



『料理教室』

Ⅱ. 育ちと健康の支援

■現状等■

- 近年は乳幼児健診結果や園生活等のなかで、発達が遅れがみられたり、支援や見守りが必要な子どもを把握しており、人数も増加傾向となっています。母子保健や子育て支援の相談・指導で、療育の内容を取り入れて実施するとともに、乳幼児育成連絡会を組織して連携のとれた継続したフォローができるように努めていますが、対象となる子どもが増加傾向であり、療育や指導など支援体制の拡充が求められます。
- 制度改正により、障がい福祉サービスの利用対象に発達障がいのある方が明確に位置づけられました。また、障がい児の支援の強化が課題となっており、障がいのある子どもを対象にしたサービスは一元化されるようになります。あわせて、相談支援の体制づくりも重要となっています。
- 支援が必要な子どもの就学前の保育・教育の場では、受け入れ体制を確保して対応しています。
- 各種健診やがん健診など市民の健康支援の事業は、健康を管理するだけでなく、生活習慣病やメタボリック症候群の予防は様々な疾患や障がいを予防する目的もあることを啓発していくことが必要です。また、心の健康を維持するアドバイスや心の健康について、正しい知識を啓発することも重要です。
- 障がいのある人またその家族の健康づくりも重要であり、様々な健康増進活動のなかで、それぞれが自らの健康について考え、健康づくりの実践につながられるような支援が求められます。
- アンケート調査では医療を受ける上で困っていることとして、「医療費の負担が大きい」が精神障がいのある人で特に多く回答されています。障がいのある人にとって医療は身近な問題であり、医療費制度の適正な利用を促進していくことが重要です。

乳幼児健康診査・育児相談

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 か月検診	165 人 (90.7%) 12 回	182 人 (97.3%) 12 回	172 人 (97.7%) 12 回
7 か月検診	160 人 (97.6%) 12 回	184 人 (97.4%) 12 回	164 人 (98.2%) 12 回
10 か月検診	178 人 (100%) 12 回	184 人 (95.8%) 12 回	150 人 (98.7%) 12 回
1 歳歯科	164 人 (88.6%) 12 回	151 人 (87.3%) 12 回	132 人 (91.0%) 12 回
1 歳半健診	181 人 (97.3%) 10 回	166 人 (97.1%) 10 回	193 人 (98.5%) 10 回
2 歳歯科	155 人 (97.5%) 10 回	180 人 (93.8%) 10 回	168 人 (98.2%) 10 回
3 歳健診	189 人 (99.0%) 10 回	181 人 (97.3%) 10 回	192 人 (99.0%) 10 回
5 歳相談等	181 人 (81.9%) 10 回	200 人 (95.0%) 10 回	182 人 (95.8%) 10 回

スキップ・クラブ(乳幼児相談業)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加数	延 42 組	延 59 組	延 44 組
回数	11 回	11 回	10 回
会場	1 会場	1 会場	1 会場

乳幼児育成連絡会議

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
巡回園訪問	10 施設	13 施設	12 施設
相談対象児	88 人	128 人	88 人
全体会議	1 回	1 回	1 回

障害児通所支援

	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	利用 日数	延べ 人数	実人 数	利用 日数	延べ 人数	実人 数	利用 日数	延べ 人数	実人 数
児童デイサービス	1,016	265	32						
児童発達支援				807	179	20	877	224	26
放課後等デイサービス				132	30	3	192	45	5
保育所等訪問支援				9	9	2			

障がい児保育

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	5 園/12 人	5 園/9 人	5 園/12 人
私立	3 園/5 人	2 園/3 人	2 園/5 人

自立支援医療の給付

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
更生医療	68 人	55 人	59 人
育成医療	7 人	14 人	9 人
精神通院	469 人	462 人	490 人

福祉医療費助成(高齢身体障害者・重度心身障害(児)者)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4～6 級	603 人	618 人	626 人
1～3 級	1,650 人	1,636 人	1,627 人

地域救命救急センター・地域療育医療拠点施設の設備

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
地域救命救急センター・ 地域療育医療拠点施設の設備	延 67 人	延 72 人	延 62 人

■主な取り組み■

(1) 育ち支援

① 母子保健事業の推進

妊産婦健診、乳幼児健診については健診の大切さを啓発し、受診勧奨を行います。乳幼児健診の受診者と健診や相談のなかで支援が必要な子どもの状況を把握し、早期から関わり、育ち支援につながるよう取り組みます。母子保健事業及び子育て支援事業での相談や指導の場・機会を確保しており、参加を促進します。

② 療育体制の充実

乳幼児育成連絡会議では相談支援体制整備のための具体的方策の検討、個別ケースへの対応策、個人情報保護と共有について意見交換を進めています。今後は、制度改正を踏まえて児童発達支援施設としての機能の確保を図り、児童発達支援施設をはじめ関係機関と連携して、その子に合った育ちの支援ができるよう取り組みます。

もろびこども園は、発達の遅れやつまづきがみられ支援や関わりが必要な就学前の児童が保護者と通園して、保護者も含め個々の発達に合わせた療育や相談、情報交換や仲間づくりの場として利用されてきました。通園児童の状況が多様化しており、乳幼児育成連絡会議などとの連携を強化するとともに、施設面の改善、療育内容など受入れ体制の拡充と、地域の療育の場として児童発達支援事業を実施すべく、実施体制の確保を支援します。施設の老朽化や通園に不便なことなどから市中心部への建設を検討しており、市として支援ができるよう取り組みます。

③ 障がい児支援の推進

もろびこども園を北秋田市における児童発達支援センターとして位置づけ、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに、児童発達支援事業として、基本的な生活習慣及び集団生活への適応性を養う早期療育を行うと

ともに、相談支援を行います。また、児童発達支援センターが地域の保育所等へ巡回訪問して、相談や連携を図ります。

市が指定する障がい児相談支援事業所と連携して、障がいのある子どもの居宅サービス、通所サービスの利用にあたって障がい児支援利用計画を作成し、サービス利用計画に基づき、適切なサービスの利用を促進します。

障がい児の放課後を過ごす場として、放課後等デイサービスの拡充を図るとともに、日中一時支援事業を継続して実施します。

④ 障がい児保育の推進

市内全園で、障がい児の受入れ体制の確保に努めています。地域の子どものもととして、障がいのある子もいない子も共に育つことができるように、保育士の加配、受入れ環境の向上を図りながら推進していきます。

また、保健センター、保育所、福祉課、教育委員会などが成長に合わせて適宜情報交換や意見交換ができるように努めるとともに、相談支援事業所や児童発達支援センターとの連携を図ります。

(2) 障がいの予防と健康支援

① 障がいの予防と健康づくり活動の推進

自らの健康を知り、障がいを予防し、介護が必要な状態を予防する視点からも、各種健診事業、健康教育や健康相談などの保健事業や食生活改善などの健康づくり活動を推進します。

② 障がい者と介助者の健康支援

健康教育や健康相談等を活用して健康管理と健康についての啓発を行うとともに、障がい者団体や市社会福祉協議会等と協力して、障がい者本人と介助している家族も含めて、健康に関する啓発の場・機会の確保を検討します。

③ 心の健康づくりの推進

保健所を中心に精神保健福祉の啓発事業や教室が実施されており、より効果的に実施するため、保健センター・市社会福祉協議会・関係団体・ボランティア団体等が連携・協力し、身近な問題として市民が考える機会となるように努めます。

関係機関と連携して自殺予防対策に向け、啓発活動に取り組むとともに、地域での気づき・見守り活動を促進します。

(3) 医療サービスの推進

① 医療費助成制度の推進

障害者自立支援医療、その他の医療制度を適切に利用できるように、制度の周知を図ります。

② 医療体制の拡充

北秋田市民病院が地域医療の拠点として、身体障がい者のリハビリが実施されているところですが、言語障がいへの対応については実施されておりません。今後は、地域のニーズに合わせた定期的な巡回指導や支援が実施できるよう、体制整備の推進に努めてまいります。

■主な施策■

施策名	概要	取り組み方向	担当課
乳幼児健康診査・育児相談	乳幼児期における発達・発育及び健康増進、疾病の早期発見と適切な指導・育児支援を目的として実施。4か月児健診、7か月児相談、10か月健診、1歳歯科教室、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児相談等を実施しています。	継続して実施します。	医療健康課
スキップ・クラブ (乳幼児育成指導事業)	発達・発育・養育環境に何らかの支援が必要な乳幼児とその保護者を対象に、月1回(第2金曜日午前9時半～11時半)療育施設(もろびこども園)の協力の下で実施します。	継続して実施します。	医療健康課
乳幼児育成連絡会議	乳幼児検診等で「要経過観察」とされた乳幼児及び育児不安のある保護者等に対し、関係機関の連携を深め、プライバシーに配慮しつつ適切な支援方法を検討することにより、乳幼児の心身の健全な育成を図ります。	支援が必要とされる子への対応、方法を探る検討会の機会を増やして欲しいと要望が出されています。	医療健康課
児童発達支援 障害児通所支援事業	発達・発育に支援が必要な障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の指導等を行います。	平成24年度からは児童発達支援事業への円滑な移行を図りました。地域の療育の拠点として障がい児支援を積極的に行います。	福祉課

施策名	概要	取り組み方向	担当課
障がい児保育	障がい児の受入れ状況は、平成 23 年度当初で、公立保育園で5園、私立保育園で3園の計8園に 17 人の児童が通園しています。市内 11 園の認可保育所は全園で受入れ体制を整えています。	継続して実施します。	福祉課
精神保健福祉普及事業	健康教育や普及啓発事業の実施により、障がいの正しい理解と健康の促進を図ります。	継続して実施します。	保健所
難病医療相談事業	医療面や日常生活に係る相談、指導、助言により、疾病への理解を深めます(難病患者と家族との交流会も実施)。保健所において約 300 名に特定疾患受給者証の交付等を行っています。	相談会等では日常生活用具、ヘルパー、施設入所等について市へ相談するよう説明しており、保健所と市で連携して各種サービスの適正な利用を促進します。	保健所
自立支援医療の給付	旧更生医療、旧育成医療、旧通院医療が自立支援医療として実施します。	アンケート結果等での医療負担に対する意見等を踏まえながら医療費制度の適正な利用を促進します。	福祉課 県
福祉医療費助成(高齢身体障害者・重度心身障害(児)者)	心身の保持と生活の安定を図るため、65 歳以上の身体障害者手帳4～6級所持者を、重度心身障害(児)者は療育手帳 A 及び身体障害者手帳1～3級所持者を対象に実施しています。		市民課 福祉課
地域救命救急センター・地域療育医療拠点施設の設備	北秋田市民病院は障害児のリハビリテーションを行う県北圏域の拠点施設としてその役割を担っており、その施設整備等の充実を図る必要があります。	市民病院では医師、理学療法士、作業療法士を配置し、秋田県立医療療育センターから紹介を受けた患者を中心に診察、リハビリテーションを実施していますが重複障害(身体的不自由、聴覚障害、視覚障害、言語障害、知的障害など2つ以上併せ持つ)患者の中で、言語聴覚に対して言語聴覚士がいないため、こうした患者は療育センターを受診している状況です。また、特別支援学校PTA連合会主催の合同懇談会での要望等において病院の医師、OT等の職員の充実を図り、地域で安心して療育が受けられる体制整備を望む声があるためその充実を図る必要があります。	医療健康課

Ⅲ. 社会的自立の支援

■現状等■

- 就学にあたっては就学指導委員会が中心となって関係課が連携して対応していますが、対象となる児童が増加傾向となっています。
- 学校の設備や体制など、それぞれ状況に合った学ぶ環境の充実に努めています。平成 26 年 5 月現在、市内の小学校 10 校、中学校 4 校に特別支援学級を設置しており、特別支援学級は小学校で 10 学級、中学校で 4 学級あります。また、特別支援学級の児童生徒や普通学級で支援が必要な子どもの学校生活を支えるため、「生活サポート員」を配置しています。
- 特別支援学級の担当教諭同士のネットワークとして部会を設置しており、年に 2・3 回合同研修や、児童・生徒を含めた交流会を行っています。
- 教育分野と保健・福祉の連携を重視して、市内の比内養護学校たかのす分校との話合いや協議の場、通学者の作業や体験など多様な機会づくりに努めており、今後もさらに関係機関のネットワークが重要となると考えられます。一方で、保健活動や就学前の保育・教育の場では、発育段階で支援や関わりが必要な子どもが増加しているとともに、障がいの状況等も多様化している傾向がみられることから、その子どもの状況と成長段階から必要な支援や関わりを個別検討して対応する必要があります。
- 法定雇用率が平成 25 年度から引きあげられた就労については、少しずつではありますが、雇用の底上げや職場適応への支援などがはじめられています。職場適応への支援として、雇用前の職場適応訓練や、一定期間試行雇用するトライアル雇用制度、人的支援をする職場適応援助者（ジョブコーチ）制度、常用雇用後の助成金の支給などがあります。しかし、市内で障がい者の就業機会は少なく、市域が広大であることから、通勤などの移動手段も限られます。また、障がい者雇用についての市内事業所の理解を深めていくための啓発、就業機会を増やしていくための取り組みが不可欠です。
- 障がい福祉サービスの利用者が増加しており、就労系のサービスの利用が進んできています。利用者の状況にあったサービス利用、施設入所者の地域移行、日中活動としての就労の場、働く障がい者の職場環境のフォローなども重要な課題です。
- 社会参加活動は仕事だけではなく、生涯学習やスポーツ・文化活動、地域の活動、余暇活動など多様で幅広い活動への参加を促進することが求められます。

児童生徒学校生活サポート事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特別教育支援 (配置状況)	小学校 11 校 16 名 /中学校 4 校 5 名	小学校 11 校 18 名 /中学校 4 校 6 名	小学校 11 校 19 名 /中学校 4 校 5 名
日本語支援	小学校 1 校 1 名	0 名	0 名

移行支援ネットワーク会議

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者	6 人	7 人	2 人

放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市内	14 カ所	14 カ所	14 カ所
児童数	518 人	534 人	532 人
職員配置	2 人～4 人	2 人～4 人	2 人～4 人
保育料	2,000 円	2,000 円	2,000 円

※比較的軽度な障がい児については受入してきた。

庁内の障がい者雇用

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市	4 名 (1 級 2 名、3 級 1 名、 4 級 1 名)	6 名 (1 級 2 名、3 級 1 名、 4 級 1 名、5 級 1 名、B1 名)	5 名 (1 級 2 名、 3・4・5 級各 1 名)
教	2 名 (2 級 1 名、5 級 1 名)	2 名 (2 級 1 名、5 級 1 名)	1 名 (2 級)

精神保健福祉普及事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
健康教育	3 回/延 52 人		
普及啓発事業	3 回/延 336 人	3 回/延 343 人	3 回/延 329 人

難病医療相談事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
難病医療相談事業	個別相談会 3 回/延 2 人	個別相談会 2 回/延 4 人	個別相談会 2 回/延 3 人
	交流会 1 回/延 21 人	難病無料検診と相談 会(難病連主催) 3 回 /延 38 人	講話、交流会 3 回/延 24 人

■主な取り組み■

(1) 学び支援

① 就学指導の充実

就学指導委員会は、教育、福祉の各分野と幼稚園、保育園、児童福祉施設、小中学校、比内養護学校たかのす分校（特別支援学校）等、保健センターなどの関係機関が制度的な情報共有と連携を強化して対応します。今後は、児童心理司を就学指導委員会に配置できるように取り組みます。

② 学校生活での支援

学ぶ環境として施設・設備面では、支援が必要な児童生徒の状況を勘案して、必要な改善による環境向上を図ります。

学校生活サポート事業は、障がい児が共に学ぶという点、支援が必要な児童生徒が増加しているという点からもニーズが高まっています。継続して実施するとともに、生活サポート員の増員や実施方法について検討します。

通級指導教室を設置しており、言語障がい、学習障がい等のある児童・生徒を対象に指導の充実に努めるとともに、通級指導教室の拡大について県に要望します。

特別支援教育コーディネーターの配置を進め、障がいのある子どもへの教育体制を整備し、一人ひとりの適切な教育的支援を行います。個別の教育支援計画、指導計画を作成します。

特別支援学級担当教諭の研修会等を継続して確保し、連携が図られるように支援します。

国の示すインクルーシブ教育の考え方を踏まえ、地域の学校で共に学べる環境づくりについて関係機関と協議をしながら取り組みます。また、交流及び共同学習や体験学習の機会を各学校で取り入れるように努めます。

③ 職業教育の推進

比内養護学校たかのす分校卒業後の地域での生活と自立した暮らしにつながるよう、地域移行支援ネットワーク会議を開催し、機能的な取り組みができるように、関係機関が連携します。また、比内養護学校たかのす分校と市役所や市内の障がい者関連施設、その他事業所が協力して、就業体験や実習ができる機会の拡充に努めます。

(2) 就業の場の拡充と就業支援の体制づくり

① 庁内雇用の促進

定員管理計画との整合を図りながら、市役所の法定雇用率(2.39%)の遵守に努めます。事業委託・一部委託できる作業・事業の開拓や障がい支援施設の生産物の活用拡大など、多様な手法を検討し、障がい者の働く場、訓練の機会が広がるように努めます。

② 就業の場・機会の拡充

毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して障害者雇用制度等の周知を図り、市内の商工関係団体や障がい者団体等に働きかけます。在宅での仕事、起業、職業訓練なども含めて、ハローワークや障害者就業・生活支援センターでの相談や実際の就労につながるように、障がい者関係施設や関係団体と連携を図ります。

各施設等で利用者の状況や意向に沿った福祉的就労活動が展開され、自立と社会参加につながるように支援していきます。

③ 就業体験・就業継続をサポートする仕組みづくり

市内事業所での就業が難しい点や市域が広範囲なことが就労に結びつきにくいことを踏まえながら、生活と就労が近い一体的な形態の雇用、居住と就業の場の確保、仕事の内容をはじめ、その人に合った仕事内容の検討、トライアル雇用に向けてのフォロー、就業している障がい者のサポートなどについて、北秋田市障害者自立支援協議会、相談支援機能強化事業などで、協議していきます。

(3) 社会参加活動の促進

① 生涯学習活動等への参加促進

地域生活支援事業での社会参加促進事業を継続して実施します。

多様な学習活動や文化活動などに障がい者が参加しやすくなるように、学習場所の設備等の改善、外出手段の確保などに努めるとともに、学習活動の情報提供や学習課題の検討に努めます。

スポーツ・レクリエーション活動は気軽に運動ができる機会として、スポーツ関連施設や公園等の改善、障がい者団体のスポーツ大会への参加支援と、気軽にできる種目、ニュースポーツなどの開拓、スポーツ団体の育成に取り組みます。

② 地域活動への参加促進

様々な地域活動に積極的に参加しようとする意欲を反映できるように、民生委員やボランティアなど地域の人達や障がい者団体などと協力して参加を促進します。また、地域の行事やまちづくり活動、ボランティア活動、防災活動など多様な活動の紹介や情報提供に努めます。

③ 障がい者団体の活動支援

身障協会、手をつなぐ育成会、鷹巣阿仁精神障害者家族会、ボランティア団体などの障がい者関係団体の自主的な活動を支援し、市からも情報発信をしたり、意見交換の場となるように努めます。

■主な事業■

施策名	概要	取り組み方向	担当課
就学指導委員会	会議は年3回実施。市立小学校の在学児童生徒を対象に、各関係機関の協力を得ながら特別な支援を必要とする一人一人の「適切な就学」に向けた支援を行います。 幼稚園・保育園などの就学前機関からの就学前児童の情報収集を実施しています。	継続して実施します。	学校教育課 福祉課 医療健康課 保育園
児童生徒学校生活サポート事業	通常の学級に在籍する、心身の障がいや疾病により特別の支援を必要とする児童生徒について、在籍する学校にサポート員を配置し、学校生活上必要なサポートを行います。	支援を必要とする児童・生徒は増加傾向であり、児童・生徒の学校生活を支援する生活サポート員の確保を図ります。	学校教育課
移行支援ネットワーク会議	比内養護学校たかのす分校高等部3年生の生徒の個別移行支援計画について協議し、卒業後の地域生活を支援します。	継続して実施します。	県(特別支援学校)・福祉課
放課後児童健全育成事業	小学生で児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、放課後、土曜日及び長期休校日等に、居場所を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援を図ります。	日中一時支援事業、放課後デイサービス等放課後の過ごす場の確保・拡充(新たな場)等が必要です。	福祉課 生涯学習課

施策名	概要	取り組み方向	担当課
庁内の障がい者雇用	庁内の障がい者雇用については基準の遵守に努めます。	市の不足人数を解消するため職員を採用し、早期解決を図ります。	職員課 教育委員会
障がい者雇用に関する啓発と、就業体験機会の拡充	障がい者雇用について周知を図る必要があります。就業体験の機会を拡充することが課題です。	関係機関と協力して取り組みます。	福祉課
生涯学習活動・地域活動・障害者団体活動等への参加促進	北秋田市生涯学習フェスタや公民館事業での交流事業を推進しています。	公民館事業での交流事業や秋田北鷹高校との連携事業の推進を図ります。	福祉課 生涯学習課 市社協



『カルタ大会』

IV. ぬくもりの地域づくり

■現状等■

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考えに基づいた生活空間づくりと、障がいと障がいのある人を理解して共生する温かいノーマライゼーション社会の形成の両方が不可欠です。
- アンケートでは障がいに対する理解は少しずつ深まっているという意見が増えています。 「障がいのことをわかってもらいたい」という思いと、「障がいのことがわからなくてどのようにすればよいかわからない」という思いを、交流や啓発活動によってつなげていくことが重要です。
- 障がいのある人と家族にとっては、身近なところで支えられていることを感じられることがぬくもりの地域になると考えられます。 相談と支え合いのネットワークをさらに拡充していくように、地域の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが特に重要です。
- 秋田県「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（以下「県バリアフリー条例」という）に基づき、県ではバリアフリー社会形成審議会の開催、適合証の交付、啓発活動、バリアフリーコーディネーター育成事業などを行っています。 北秋田市では県バリアフリー条例に基づき、公共施設には専用駐車場の確保、トイレ・入口のスロープ設置、公衆電話の設置など、バリアフリー化を図っており、毎年度バリアフリー調査を実施しています。 バリアフリースイートイレのある市内の公共施設については、県のホームページで紹介されており、その他の情報等も含めて周知を図る必要があります。
- 安心な暮らしという面では、災害や緊急時の不安が大きいことがうかがえます。 北秋田市地域防災計画に基づき災害予防対策等を推進しており、災害時要援護者台帳の整備を進めています。 災害時要援護者台帳の登録を促進するとともに、日頃からの見守り活動や地域・関係機関と連携体制の確立が重要となっています。

公共施設のバリアフリー化

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
クリア項目数	6 項目クリア	6 項目クリア	6 項目クリア
施設数	88	87	87
クリア施設	16	16	18
クリア率	18.2	18.4	20.7

※クリア項目：車いす専用駐車場、スロープ、手すり付き洋式便器、手すり付き洋式小便器、車いす用トイレ、階段の手すり

■主な取り組み■

(1) 相談と支え合いのネットワークの強化

① 相談支援の強化

福祉課窓口と北秋田市障害者生活支援センターと市内特定相談支援事業者が利用者の窓口となっており、各種相談窓口が連携のとれた対応ができる体制をさらに拡充していきます。このため、基幹相談支援センターを設置して相談体制の拡充を図ります。

北秋田市障害者生活支援センターでは、月に 1 回地域を巡回して地区の人たちとの交流の場を設けています。交流の場で地区の民生児童委員などとの関わりをもつことができるようになってきました。今後はさらに、地区巡回の交流の場を拡充していきます。

(2) 権利擁護の推進

① 成年後見制度利用支援事業・日常生活自立支援事業の推進

市社会福祉協議会では日常生活自立支援事業として、日常生活上の金銭管理を一部行っています。今後は地域移行や障がいのある人の高齢化など、対応が必要なケースが増えていることが見込まれることから、日常生活自立支援事業の実施を推進していくとともに、地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業が必須事業となり、相談から利用まで適切な対応に努めていきます。

② 苦情等への対応

サービス利用に関する苦情などには福祉サービスの第三者評価などによる苦情処理・サービスの質の向上を図るための取り組みを検討し、関係機関と連携して取り組みます。

③ 虐待防止対策

障害者虐待防止法が成立し、平成 24 年 10 月から施行されたことから、障がい者の虐待防止に関する啓発に努めるとともに、虐待防止の対応策として、平成 25 年 8 月 1 日に市障害者生活支援センター内に障害者虐待防止センターを設置しました。相談・通報があった場合は迅速、適切な対応に努めます。

(3) 理解と協力の地域づくり

① 啓発活動の推進

市の広報、保健福祉事業で障がいに関する啓発を継続して実施します。毎年 12 月の障害者週間を活用した啓発活動について検討します。

あわせて、市社会福祉協議会や障がい者団体等の啓発活動を支援しながら、連携して障がいについて正しい理解が得られるように取り組みます。

② 福祉教育の推進

学校教育の中では、高齢者や障がい者のことを理解して、子どもの時から共に過ごす機会として総合的な学習の時間を利用して福祉教育を行っています。特別支援学級のある学校では日常的に共に学び、過ごすことを基本に福祉教育を推進するとともに、様々な機会を通じて話を聞いたり、共に過ごす機会を確保し、温かい心の育成を図ります。

また、生涯学習や地域活動等において、福祉や人権に関する講座等を開催して啓発に努めます。

③ 地域の力で支える活動の促進

多くの市民がボランティア活動や地域活動に参加するようになり、市社会福祉協議会ではボランティア連絡協議会を運営し、手話サークル活動や声の広報、精神障がい者のサロン事業などに、ボランティア団体が意欲的に関わって活動されています。今後も、充実した活動が展開できるように継続して支援します。さらに、身近な支えの担い手づくりなど、地域の力で障がい者の暮らしを支える方策を検討して、実践につなげていきます。

また、行政と市民が協働で取り組む必要のある地域課題が多くみられるなか、地域の悩みや課題を地域で解決していく地域福祉トータルケア推進事業（トータルケア）を、市社会福祉協議会が中心となって取り組んでいます。このような活動を多くの市民が協働で関わられるように、ボランティア団体の活動やトータルケアの取り組みを支援するとともに、関係機関との連携・協力を強化します。

地域では、雪おろしをシルバー人材センターの他、自治会で担っている地区や、買物を支援する民間事業者の動きなどがみられます。様々な主体

が地域の力となって支え合い活動が広がるように、多様な活動主体の参画による地域福祉活動を促進します。

(4) 安心・安全なまちづくりの推進

① 障がい者の利用に配慮したまちづくり

県バリアフリー条例に基づき、障がい者や高齢者の利用に配慮し、誰もが利用しやすい公共施設のバリアフリー化を必要性・緊急性を踏まえて推進します。さらに、道路や交通安全施設など人にやさしい道路環境の整備に取り組みます。

公共施設や道路等のバリアフリー化は、利用する市民にその意味や利用の仕方を啓発するとともに、市内のバリアフリー情報の提供に努めます。

② 安全対策の推進

北秋田市地域防災計画に基づき、災害弱者となる可能性の高い高齢者や障がい者に対する災害予防対策・応急対策事業を推進します。災害時に援護が必要な障がい者を把握し、支援体制を確保する要援護者台帳の整備と、福祉避難所の指定を行っています。今後は要援護者の把握を継続して進めるとともに、避難計画や避難所生活で障がいのある人の支援につながる予防対策を推進していきます。また、防災訓練への障がいのある人の参加促進、防災ボランティア等の確保についても取り組んでいきます。

交通安全や消費生活など日常生活における安全活動については、障がい者団体や民生委員など地域と協力して、啓発活動を展開します。

■主な施策■

施策名	概要	取り組み方向	担当課
障がいに関する理解を深めるための啓発	学校での福祉教育、市社協の啓発活動、市の広報活動などで啓発しています。	継続して実施します。	福祉課 教育委員会 市社協
地域福祉トータルケア推進事業	市民等による支え合いのネットワークと、コミュニティソーシャルワークにより、高齢者や障がい者等の総合相談、生きがいづくりを進めます。	継続して実施します。	市社協
ボランティアによる支えあい活動	障がい関係では、精神障がい者のサロン活動、声の広報、手話サークルなどが活動しています。	継続して実施します。	福祉課 市社協
公共施設のバリアフリー化	県バリアフリー法に基づき、公共施設には専用駐車場の確保、トイレ・入口のスロープ設置、公衆電話などのバリアフリー化を図っています。毎年度バリアフリー調査が実施されています。	継続して実施します。	福祉課 建設課 都市計画課
防災対策の充実	災害時要援護者避難支援プランを平成23年5月から整備し、ひとり暮らし高齢者、障がい者など自力で避難するのが困難な在宅で生活する人を対象に同意式登録で実施し、466人が登録、平成23年12月には福祉避難所を指定しました。	継続して実施します。	福祉課



『災害時の準備・非常食づくり』

北秋田市第4期障がい福祉計画

I. 障がい福祉サービスの実施方針

(1) 計画の前提条件

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の基本理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」等各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度までにおける障害福祉サービス等に関する数値目標やサービス需要の見込みを設定するとともに、サービスの提供体制の整備・充実を図ることとして、策定します。

(2) 障害者総合支援法の基本理念

障害者総合支援法では、基本理念として以下の点が示されています。これに基づき、引き続き障害福祉サービスの推進に努めます。

① 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

② 実施主体の市町村への統一と3障がいに係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、精神障がい者などに対するサービスの充実を図ります。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等による柔軟なサービス提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(3)障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

基本指針には障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方として、障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、以下の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービスの量を見込み、計画的な整備を行います。

- ◆必要な訪問系サービスを保障
- ◆希望する障がい児・者等に日中活動系サービスを保障
- ◆共同生活援助（グループホーム）等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- ◆福祉施設から一般就労への移行等を推進

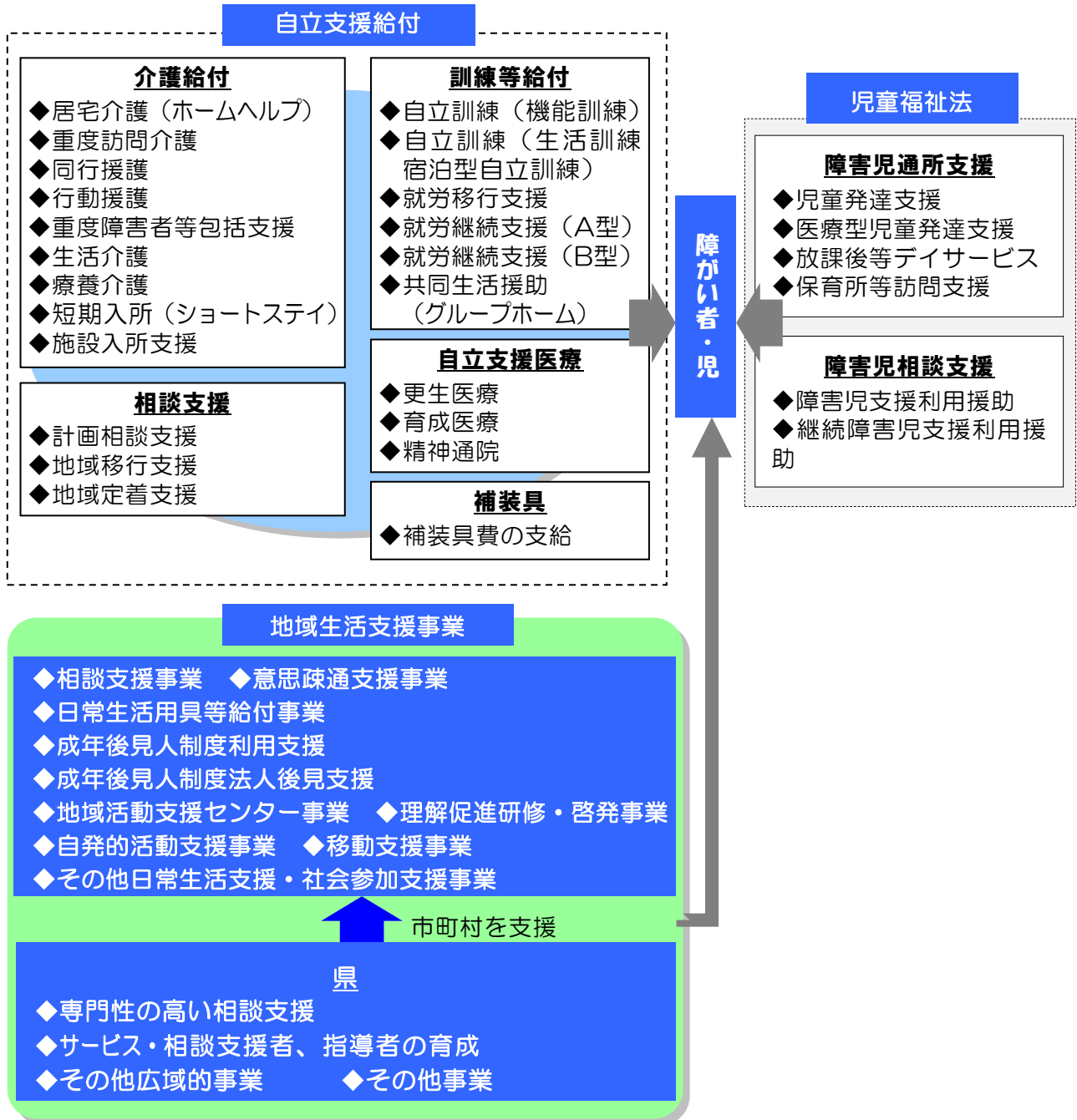
(4)計画期間

「北秋田市障がい福祉計画」は、平成 29 年度までを第 4 期計画期間とします。平成 29 年度に見直しを行い、次期計画を策定します。

(5)障がい福祉サービスのとらえ方

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」によるサービスと、「地域生活支援事業」によるサービスを実施しています。また障がい児を対象とした施設・事業は、児童福祉法によるサービスを実施しています。

障がい福祉サービス体系



II. 第3期計画の実施状況

(1) 障がい福祉サービスの実績

① 訪問系サービス

在宅の障がい者を訪問して生活支援を行うサービスです。

サービスの内容

種類	名 称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で入浴や排泄、食事などの介助を受ける。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をする。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介助が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などをする。
	同行援護	視覚障がいにより移動が困難な障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動援助等を行う。
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人のなかでも要介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供する。

利用実績は、人数で計画値を上回っています。

訪問系サービスの利用実績

(1 か月あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系サービス 合計	実績	32 人/6,203 時間	31 人/7,092 時間	42 人/6,982 時間
	計画	28 人/ 7,620 時間	30 人/ 12,000 時間	30 人/ 12,000 時間

② 日中活動系のサービス

入所施設や通所施設で昼間の活動を支援するサービスです。

サービスの内容

種類	名称	内容
介護 給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護や世話をする。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の世話、創作的活動などの機会を提供する。
訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
介護 給付	短期入所	家で介護する人が病気などの場合、短期間、施設へ入所する。

利用実績で、利用人数は計画値を上回っていますが、利用人日は計画値を下回っています。

サービス別では、平成 25 年度以降、就労継続支援事業（B 型）が大幅に増加し、計画値を上回る状況となっています。

日中活動系サービスの利用実績

(1 か月あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中活動系サービス 合計	実績	141 人/1,595 人日	136 人/1,775 人日	135 人/1,829 人日
	計画	115 人/2,079 人日	112 人/2,089 人日	114 人/2,100 人日
生活介護	実績	12 人/100 人日	12 人/141 人日	12 人/151 人日
	計画	12 人/242 人日	12 人/242 人日	12 人/242 人日
療養介護	実績	4 人	6 人	5 人
	計画	5 人	5 人	5 人
自立訓練 (機能訓練)	実績	1 人/10 人日	0 人/0 人日	2 人/26 人日
	計画	1 人/22 人日	1 人/22 人日	1 人/22 人日
自立訓練 (生活訓練)	実績	20 人/255 人日	17 人/278 人日	18 人/160 人日
	計画	18 人/380 人日	18 人/380 人日	18 人/380 人日
就労移行支援	実績	7 人/140 人日	7 人/88 人日	5 人/52 人日
	計画	5 人/105 人日	6 人/105 人日	6 人/106 人日
就労継続支援 (A型)	実績	7 人/90 人日	4 人/30 人日	1 人/22 人日
	計画	6 人/110 人日	6 人/110 人日	7 人/110 人日
就労継続支援 (B型)	実績	81 人/950 人日	83 人/1,156 人日	84 人/1,363 人日
	計画	62 人/1,150 人日	62 人/1,150 人日	62 人/1,150 人日
短期入所	実績	9 人/50 人日	7 人/82 人日	8 人/55 人日
	計画	6 人/70 人日	7 人/80 人日	8 人/90 人日

※人日とは、量の単位の一つで、何人が何日間利用したのかを表したもの。
「人数×日数」で計算され、例えば2人が5日利用すると、10人日となる。

③ 居住系サービス

主に夜間において、施設または共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護または相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

サービスの内容

種類	名称	内容
訓練等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域生活を営む人に共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行う。
介護 給付	施設入所支援	施設に入所している人に入浴、排泄、食事の世話などの支援を行う。

利用実績は、平成 25 年度までは計画値を下回る状況でしたが、平成 26 年度は施設入所支援事業の新体系への移行が進み、利用人員が大幅に計画値を上回っています。サービス別では、施設入所支援事業を除き、実績値が計画値を下回っています。

居住系サービスの利用実績

(1月あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居住系サービス 合計	実績	53 人	66 人	163 人
	計画	55 人	119 人	137 人
施設入所支援	実績	146 人	145 人	144 人
	計画	141 人	138 人	135 人
共同生活援助 (グループホーム)	実績	38 人	38 人	38 人
	計画	40 人	45 人	49 人
共同生活介護 (ケアホーム)	実績	38 人	38 人	38 人
	計画	40 人	45 人	49 人

④ 相談支援（サービス等利用計画）

障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護や支援を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、自らサービスの利用調整が困難な方に対するサービス等利用計画作成を行います。

サービスの内容

名 称	内 容
計画相談支援	障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行う。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行う。
地域移行支援	障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談等を行う。

計画相談支援、地域定着支援は利用が急増しており、実績値が計画値を大幅に上回っています。一方、地域移行支援の利用実績はほとんどみられません。

相談支援(サービス等利用計画)の利用実績

(1年あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	実績	41 人	166 人	882 人
	計画	69 人	190 人	234 人
地域移行支援	実績	0 人	0 人	3 人
	計画	87 人	87 人	87 人
地域定着支援	実績	0 人	144 人	544 人
	計画	87 人	87 人	87 人

⑤障害児通所支援事業

未就学の障がいがある子どもに日常生活における基本的な動作の指導等を行う児童発達支援、肢体不自由児に発達支援や治療を行う医療型児童発達支援、就学中の障がいのある子どもに授業の終了後などに生活能力を向上するために必要な訓練を行う放課後等デイサービス、保育所を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援の施策を推進していきます。

また、障害児通所支援の利用申請手続きにおいて障がいのある児童の心身の状況や環境、障がいのある児童又は保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画」の作成を行います。

障がい児通所支援の概要

名 称	内 容
児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行う。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により治療も行う。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する。

⑥障害児相談支援事業

基本相談支援のほか、障がいのある子どもが障害児通所支援を利用する際の申請手続きにおいて、障がいのある子どもの心身の状況や環境、障がいのある子ども又は保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画」の作成を行います。

障害児支援利用計画は、児童福祉法に基づき市が指定する障害児相談支援事業者が作成し、障害児通所支援開始後は一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

(2) 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業は、障害者自立支援法により創設されたもので、介護給付・訓練等給付サービスやその他支援事業等の自立支援給付とともに、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、地域が自主的かつ柔軟に提供できるように、市・県が実施主体となって実施します。

全体的には、計画の見込みを下回る事業がみられますが、利用実績は概ね堅調に推移しています。

① 相談支援事業

3種の障がい者手帳所持者など障がいのある人やその保護者・介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、必要なサービス利用につながる支援などを行います。

相談支援事業の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業	実績	5ヶ所	6ヶ所	6ヶ所
	計画	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
地域自立支援協議会	実績	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	計画	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
相談支援機能強化事業	実績	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	計画	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
住宅入居等支援事業	実績	0件	0件	0件
	計画	1件	1件	1件
成年後見制度利用支援事業	実績	0件	1件	0件
	計画	1件	1件	1件

② 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。

手話通訳者等派遣事業は、毎年度2人の利用がみられますが、要約筆記者等派遣事業は、近年利用がみられません。

意思疎通支援事業の実績

(1年あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者等派遣事業	実績	2人	2人	2人
	計画	2人	2人	2人
要約筆記者等派遣事業	実績	0人	0人	0人
	計画	1人	1人	1人

③ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に自立生活支援用具、ストマなどの排泄管理支援用具等を給付または貸与するサービスです。

排泄管理支援用具については、平成25年度以降、実績値が計画値を上回

っています。その他については、平成 26 年度は、実績値は計画値の範囲内
となっています。

日常生活用具給付等事業の実績

(1年あたり)		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護訓練支援用具	実績	2件	0件	1件
	計画	2件	2件	2件
自立生活支援用具	実績	5件	7件	1件
	計画	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	実績	0件	6件	1件
	計画	2件	2件	2件
情報・意志疎通支援用具	実績	5件	5件	3件
	計画	4件	4件	4件
排泄管理支援用具	実績	906件	957件	1,079件
	計画	900件	900件	900件
住宅改修費	実績	2件	0件	1件
	計画	2件	2件	2件

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者・児等が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援するサービスです。

個別支援型の利用人数・利用回数ともに計画値を下回っています。車両移動型の利用人数は平成25年度以降、計画値を上回り、利用回数は平成26年に計画値を上回る結果となっています。

移動支援事業の実績

(1年あたり)		平成24年度	平成25年度	平成26年度
個別支援型	実績	6人/634回 (206時間)	6人/778回 (416時間)	5人/768回 (432時間)
	計画	15人/960回 (720時間)	15人/960回 (720時間)	15人/960回 (720時間)
車両移送型	実績	35人/2,627回	42人/2,586回	45人/2,820回
	計画	35人/2,800回	35人/2,800回	35人/2,800回

⑤ 地域活動支援センター

本市では、地域活動支援センターは市内1ヶ所で運営されており、基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動の機会の提供を実施しています。

利用者は、平成24年度から平成26年度まで8人で推移しています。

地域活動支援センターの実績

(1年あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業所数	実績	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	計画	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
利用者	実績	8人	8人	8人
	計画	10人	10人	12人

⑥ 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

現在は実施しておりませんが、今後の実施について検討しています。

⑦ 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。市ではピアサポートを行っている事業所1ヶ所に対して補助金を交付しています。

⑧ 成年後見制度法人後見支援事業

後見等の業務を適正に担う人材を育成するために市民後見人等を活用した法人後見の支援を行います。現在は実施しておりませんが、今後の実施について検討しています。

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。平成25年度から2年間を受講期間として実施していて15名の方が修了しました。今後も継続して実施します。

⑩ その他、日常生活支援・社会参加支援のための事業

本市では、以下の5事業を実施しています。利用者負担については、障がい福祉サービスと同様に、月額負担上限額を設定し利用者負担の軽減を図っています。

日常生活支援・社会参加支援の実績

(1年あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉ホーム事業	実績	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人
	計画	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人
訪問入浴サービス事業	実績	2人	2人	3人
	計画	3人	3人	3人
日中一時支援事業	実績	29人	25人	26人
	計画	26人	27人	27人
生活サポート事業	実績	2人	2人	2人
	計画	1人	1人	1人
社会参加促進事業	実績	0人	0人	0人
	計画	3人	3人	3人



『陶芸教室』

Ⅲ. 第4期計画の目標

(1) 国の示す目標値の考え方

国は平成 29 年度までの数値目標の設定について、以下の考え方を示しています。

数値目標の設定の要点(国の基本的指針より)

①福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行。
- ・施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4 %以上削減。

②福祉施設から一般就労への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

③精神科病院から地域生活への移行促進

- ・入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64%以上とする。
- ・入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする。
- ・1 年以上の在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少。

④地域生活支援拠点等の整備（新規）

- ・障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備。

(2) 北秋田市の平成 29 年度までの目標

① 施設入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

- ・平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行する。
- ・施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4 %以上削減する。

<市の目標値>

本市の施設利用者の状況と、現在利用実績のある施設の新体系への移行を勘案して、目標を設定しました。平成 25 年末時点の福祉施設の入所者 145 人のうち 12.4%にあたる 18 人が共同生活援助（グループホーム）など地域生活へ移行することを見込みました。

地域生活を継続できるように、共同生活援助（グループホーム）やケアホームの整備や成年後見制度など権利擁護事業の利用、日中活動の場の確保などに取り組みます。（平成 27 年度 4 月に宿泊型・通所型自立訓練施設 1 ヶ所、共同生活援助（グループホーム）2 ヶ所、平成 28 年度 4 月に共同生活援助（グループホーム）3 ヶ所が社会福祉法人により運営開始予定）

福祉施設入所者の地域生活への移行の目標

項目	数 値	考え方
平成 25 年度末時点の入所者数(A)	145 人	平成 26 年3月 31 日の施設入所者数
(A)のうち、平成 29 年度までの地域生活移行者(B)	18 人	施設入所から共同生活援助(グループホーム)、一般住宅等へ移行した者の数
【目標値】 地域生活移行率	12.4%	(B)/(A) ※目標 12%以上
平成 29 年度末時点の入所者数(C)	139 人	平成 29 年度末時点の施設入所者数
【目標値】 入所者数削減率	4.1%	(A-C)/(A) ※目標4%以上

② 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針>

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加する。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

<市の目標値>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する人数が増加することが目標です。本市においては、平成 24 年度の一般就労移行者数は 0 人ですが、平成 29 年度には 1 人が一般就労に移行することを目標とします。

北秋田市障害者自立支援協議会の就労支援部会などで協議しながら、福祉施設や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携を深めて取り組んでいきます。（平成 28 年度に北秋田障害者就業・生活支援センター（仮称）設置予定、平成 26 年度に北秋田市障害者自立支援協議会就労支援部会設置）

福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数(A)	0 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数(B)	1 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
増加割合	皆増	(B)/(A) ※目標2倍以上

就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業所の利用者数(A)	7 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業所の利用者数(B)	11 人	平成 29 年度末において就労移行支援事業所を利用する者の数
増加率	57.1%	(B) - (A) / (A) ※目標 60%以上

就労移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数の割合

項目	数値	考え方
【目標値】事業所比率	50.0%	平成 29 年度末の就労移行支援事業所数の見込み数のうち、就労移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数 ※目標 50%以上

(3) 精神科病院から地域生活への移行促進

退院可能な精神障がい者数及びその地域生活への移行の目標については、県の目標にあわせます。

(4) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、平成 29 年度までに各市町村又は各圏域において少なくとも一つを整備することを基本とすると定められています。今後は県と協議しながら、地域生活支援拠点の整備を考えていきます。

IV. 障がい福祉サービスの見込み

(1) 障がい福祉サービスの見込み量

① 訪問系サービス

<基本的な考え方>

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の地域生活を支える上で必要不可欠なサービスです。

施設などからの地域生活への移行により、サービスを必要とする障がいのある人が増加することが見込まれます。

障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

訪問系サービスの利用見込み量

(1ヶ月あたり)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護			
重度訪問介護	35 人	35 人	35 人
同行援護	474 時間	480 時間	480 時間
行動援護			
重度障がい者等包括支援			

<推進方策>

- 障がいの状況や種別に合ったサービスが提供されるように、サービス提供事業者に対して障がい特性の理解を促し、サービスの充実に努めます。
- 相談支援事業と連携し、地域住民に対する障がい理解の普及促進を図るとともに、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援対象者の把握に努め、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

② 日中活動系のサービス

<基本的な考え方>

施設入所者や入院から地域生活への移行の促進に伴い、サービス利用者が増加することを考慮する必要があります。

また、自立した生活に向け、就労支援に係る事業の充実により一般就労への移行を支えていくことが課題となります。

日中活動系サービスの利用見込み量

(1ヶ月あたり)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	156 人/3,040 人日	156 人/3,040 人日	156 人/3,040 人日
療養介護	4 人	4 人	4 人
自立訓練（機能訓練）	2 人/38 人日	2 人/40 人日	2 人/40 人日
自立訓練（生活訓練）	9 人/260 人日	9 人/260 人日	9 人/260 人日
就労移行支援	3 人/57 人日	3 人/57 人日	3 人/57 人日
就労継続支援（A型）	1 人/21 人日	1 人/21 人日	1 人/21 人日
就労継続支援（B型）	80 人/1,275 人日	80 人/1,275 人日	80 人/1,275 人日
短期入所（福祉型）	5 人/21 人日	5 人/21 人日	5 人/21 人日

<推進方策>

- 各事業者のサービス提供体制や今後の意向を尊重しつつ、新体系サービスへの円滑な移行を促進するとともに、身近な地域で必要なサービスが利用できるように、事業の周知とサービス提供に努めます。
- 利用者の自立した生活に向け、就労支援事業の充実を図るとともに、ハローワークとの連携により、雇用に対する理解と協力の啓発に努めます。また、企業等へ授産事業への発注を働きかけ、安定した事業運営の支援と工賃の向上に努めます。
- 平成 28 年度設置予定の北秋田障害者就業・生活支援センター（仮称）との連携により、就業活動支援をはじめ、一般就労への移行後も安定した就労生活を継続できるよう支援を行います。

③ 居住系サービス

<基本的な考え方>

施設入所や入院から地域生活へ移行するにあたり、家族介護者の高齢化等により、共同生活援助（グループホーム）の確保が課題となります。また、施設入所支援にあたっては、障がいの状況やその家族のニーズに応じ、適切なサービスの提供が必要となります。

居住系サービスの利用見込み量

(1ヶ月あたり)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	36 人	50 人	50 人
施設入所支援	142 人	140 人	139 人

<推進方策>

- 地域生活への移行を進めるため、平成 27 年 4 月より宿泊型・通所型自立訓練施設が 1 ケ所、共同生活援助（グループホーム）が 2 ケ所、平成 28 年 4 月より共同生活援助（グループホーム）が 3 ケ所、社会福祉法人により運営開始予定であり、障がいの程度や社会適応能力などに応じて地域移行・地域定着の選択の幅を広げられるよう、整備を促進するとともに、必要な支援に努めます。また、施設の整備にあたり、地域住民の理解と協力が得られるように努めます。
- 施設入所支援については、サービス提供事業者と連携をとりながら障がいのある人のニーズに応じたサービスの提供に努めます。

④ 相談支援（サービス利用計画）

<基本的な考え方>

地域生活への移行促進とともにニーズを適切に把握し、必要な障がい福祉サービス等が確保されるよう、サービス利用計画の作成による支援を行います。

国によるサービス利用計画作成対象者の拡大や関係機関のネットワーク、地域定着支援の推進により、施設入所や入院から地域生活へ移行を見込むものとしします。

相談支援(サービス利用計画)の見込み量

(1 年あたり)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	300 人	300 人	300 人
地域移行支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	49 人	49 人	49 人

<推進方策>

- 北秋田市障害者自立支援協議会において、障がいのある人のニーズや問題ケースなどの情報を共有し、意識の向上に努めます。
- 利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、北秋田市障害者自立支援協議会を核としたネットワークの強化とともに、市内特定相談支援事業者の機能向上と相談支援相談専門員の育成に努めます。
- 精神障がい者の地域移行との連携により、サービス利用計画作成の周知を図りながら円滑な支援が行われるように努めます。

(2) 地域生活支援事業の見込み量

① 相談支援事業

<基本的な考え方>

障がいのある人やその家族が安心して相談できる体制の充実と、関係機関との連携を適切に行うことが必要であり、本計画期間においては基幹相談支援センターの設置に取り組んでいくことが課題です。

相談支援事業の見込み量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所
基幹相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
地域自立支援協議会	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
相談支援機能強化事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
成年後見制度利用支援事業	1件	1件	1件

<推進方策>

- 身近な地域で必要な相談支援が受けられるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、指定相談支援事業所のネットワーク化と関係機関の連携強化に努めます。
- 北秋田市障害者相談支援センターと相談支援事業者との連携強化、北秋田市障害者自立支援協議会の機能強化など、相談支援体制の強化を図ります。
- 障がいの状況等に応じた専門的な相談や住宅入居等に係る支援が受けられるよう、専門職員の配置及び人材の育成に努めます。
- 保護者の高齢化等により成年後見制度の必要性が高まることが見込まれることから、制度の周知を図るとともに、申請手続きの支援を行い、利用者の拡大に努めます。

② 意思疎通支援事業

<基本的な考え方>

聴覚、言語機能、音声機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に、意思疎通支援事業の内容を周知するとともに、利用者のニーズを把握し、サービスの利用を促進します。

意思疎通支援事業の見込み量

(1年あたり)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者等派遣事業	2人	2人	2人
要約筆記者等派遣事業	1人	1人	1人

<推進方策>

- 各事業の周知を図るとともに、秋田県手話通訳者派遣事業の利用と秋田県身体障害者福祉協会への委託により、事業の円滑な実施に努めます。
- 関係機関との連携による手話奉仕員養成講座等の開設により、地域における手話の普及に努めます。

③ 日常生活用具給付等事業

<基本的な考え方>

障がいのある人が、身体能力を最大限発揮し、自立社会や社会参加を行ううえで日常生活用具は不可欠です。障がいのある人の地域生活への移行が進むなかで、障がいの状況やニーズに応じた適切な給付を行う必要があります。

日常生活用具給付等事業の見込み量

(1年あたり)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護訓練支援用具	5件	5件	5件
自立生活支援用具	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	5件	5件	5件
情報・意志疎通支援用具	5件	5件	5件
排泄管理支援用具	900件	900件	900件
住宅改修費	1件	1件	1件

<推進方策>

- 相談支援事業との連携により、サービスの周知を図るとともに、障がいの特性に応じた用具の給付を行い、障がいのある人の安定した日常生活を支援します。

④ 移動支援事業

<基本的な考え方>

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進するうえで、移動支援事業のニーズは高く、事業の充実が求められています。障がいのある人の地域生活への移行が進むなかで、障がいの状況やニーズに応じた適切な事業の実施が必要となります。

移動支援事業の見込み量

(1年あたり)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
個別支援型	10人/800回 (600時間)	10人/800回 (600時間)	10人/800回 (600時間)
車両移送型	40人/2,800回	40人/2,800回	40人/2,800回

<推進方策>

- 利用の基準や要件などを明確にし、適正かつ公平な事業の実施に努めます。
- 相談支援事業との連携により、障がいのある人のニーズを把握するとともに、必要に応じて居宅介護事業との組み合わせにより、障がいの状況に対応した適切なサービス利用ができるよう努めます。
- サービス提供事業者の人材の確保及び質的向上に努めます。

⑤ 地域活動支援センター

<基本的な考え方>

地域活動支援センターで基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動に加え、相談、啓発事業など地域活動支援センターを核に、障がい者の地域生活を促進するための地域活動支援センター機能強化事業が実施されています。

北秋田市においては、「地域活動支援センターあんず」を開設しており、更なる利用の促進を図ります。

地域活動支援センターの見込み量

(1年あたり)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
利用者	10人	10人	10人

<推進方策>

- 地域活動支援センターに関する情報を提供し、利用の拡大に努めます。
- 障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実により、経営基盤の安定化を図るとともに、日中活動における支援体制の整備に努めます。

⑥ その他、日常生活支援・社会参加支援事業

<基本的な考え方>

障がいのある人や家族の生活を支援するため、実施事業の周知とサービスの充実を図る必要があります。

また、地域生活支援事業は、市・県が実施主体となって地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業のため、本計画を推進していくなかで生じる新たなニーズや課題に即応した事業を随時検討していきます。

日常生活支援・社会参加支援事業の見込み量

(1年あたり)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉ホーム事業	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人
訪問入浴サービス事業	3人	3人	3人
日中一時支援事業	26人	26人	26人
生活サポート事業	3人	3人	3人
社会参加促進事業	3人	3人	3人

<推進方策>

- 各サービスの周知に努め、事業の充実と利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。
- 障がい者のニーズを把握し、新たな事業等の検討を行います。

(3) 計画の推進

① 推進体制の確立

北秋田市障害者自立支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関・団体等との連携により推進体制の充実を図り、計画の推進に努めます。

② 計画の周知及び情報提供

本計画について、地域住民や障がい者支援に関わる人々への周知を図り、障がいに関する正しい理解と関心を高めるとともに、市広報や「北秋田市障がい福祉サービスのしおり」等によりサービス内容や利用手続き等の情報提供に努めます。

また、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性を持って提供されるよう、関係機関のネットワークづくりとサービスの質の向上に努めます。

③ 点検及び評価

年度ごとの計画の達成状況について、北秋田市障害者自立支援協議会において定期的な把握と点検、評価を行うとともに、適切なサービス調整機能と、新たな課題や必要な事業について協議をすることにより、計画の着実な推進に努めます。

④ 計画量に応じた財源の確保

計画の実効性を担保するため、計画量に応じた財源の確保に努めます。

資料編

北秋田市障がい者計画策定・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者総合支援法（平成17年法律第123号）の規定による北秋田市障がい者計画・障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定・評価にあたり、障がい者福祉の推進について、広く市民の意見を求め総合的な計画・評価するため、北秋田市障がい者計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 調査、分析、及び評価に関すること。
- (3) その他、計画策定・評価のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のなかから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体等に関係する者
- (3) 福祉、保健事業等に関係する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 一般公募により選任された者（※別添「公募要領」案による）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、任期中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課地域障がい福祉係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(最初の会議の招集)

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

策定経過

第1回委員会

開催日時：平成26年9月4日（水）13：30

開催場所：北秋田市役所3階 大会議室

出席委員：14名中12名出席

案 件：①委嘱状交付

②策定・評価委員会会長、副会長の選任

会 長 木 村 久 美 夫 氏

副会長 伊 藤 清 貴 氏

③計画策定の概要・スケジュールについて

④アンケート調査について

アンケート調査の実施

調査方法：郵送による配布、回収

調査期間：平成26年9月～10月

調査対象：障がい者手帳所持者・サービス利用者（居宅）、障がい者施設利用者

第2回委員会

開催日時：平成26年12月1日（月）13：30

開催場所：北秋田市役所3階 大会議室

出席委員：14名中14名出席

案 件：①アンケート調査票集約結果について

②第3期障がい福祉計画の計画値と実施状況について

③第4期計画の見込み及び課題について

第3回委員会

開催日時：平成27年2月10日（火）13：30

開催場所：北秋田市役所3階 大会議室

出席委員：14名中12名出席

案 件：①第4期計画（案）内容検討について

第4回委員会

開催日時：平成27年2月18日（水）13：30

開催場所：北秋田市役所3階 大会議室

出席委員：14名中10名出席

案 件：①第4期計画（案）最終検討について
②今後のスケジュールについて

パブリックコメント

実施期間：平成27年2月20日（金）～平成27年3月12日（木）

市長への答申

日 時：平成27年3月 日（ ）

北秋田市障がい者計画策定・評価委員名簿

	区 分	所 属	氏 名	備考
1	学識経験	北秋田市民生委員・児童委員協議会 会 長	柏木 清一	
2	障害者団体等	鷹巣阿仁地域精神障害者家族会 杏の会 会 長	藤嶋 照明	
3		北秋田市身体障害者協会 会 長	松田 光朗	
4		北秋田市手をつなぐ育成会 副 会 長	小塚 光子	
5	福祉保健事業者	社会福祉法人県北報公会 大野岱吉野学園 施 設 長	成田 重昭	
6		社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 相談支援事業所 管 理 者	伊藤 清貴	
7		社会福祉法人秋田県民生協会 常務理事	木村 久美夫	
8		森幸園 支援係長	久留島 誠	
9		フードセンターたかのす 施 設 長	近藤 テイ子	
10		どじょっこハウス 管 理 者	北野 望	
11	関係行政機関	鷹巣阿仁福祉環境部 次 長	照井 信広	
12		比内養護学校たかのす分校 副 校 長	田口 睦子	
13		大館公共職業安定所鷹巣出張所 所 長	齊藤 勉	
14	一般公募	北秋田市障害者生活支援センター	中村 智子	

※ No14は、「北秋田市障がい者計画策定・評価委員会委員公募要領」による応募者からの選任。

[事務局]

福祉課地域障がい福祉係

用語集

か行

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
協働	市民・市民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものもの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し共に取り組むこと。
ケアマネジメント	障がい者の地域における生活を支援するために、障がい者の意向を踏まえて、保健・医療・福祉サービスなどを利用調整する援助方法。
権利擁護	生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障がい者が安心して日常生活が送れるよう、弁護または擁護すること。
高次脳機能障がい	病気や事故などの原因により脳が損傷を受けたことにより、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や感情・意志などの情緒機能(高次脳機能)に障がいが見られた状態。

さ行

災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を必要とする者。
障害者優先調達推進法	障がい者が自立した生活を送るために経済的基盤の確立が必要で、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設から物品の調達を行うよう定めたもの。
自立支援医療	障害者総合支援法による医療給付であり、原則 90%の医療費を医療保険と公費で負担し、自己負担は 10%。ただし所得に応じて上限額がある。内容は次の3種類。 ①身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童の治療に給付される育成医療。 ②身体障害者が機能障害を軽減または改善するための医療に給付される更生医療。 ③精神障害者が精神疾病の治療のために通院する場合の費用を負担する精神通院医療。
自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられる。

身体障害者手帳	身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。 障害程度により1級から6級に区分される。
精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。 障害程度により1級から3級に区分され、有効期間は2年間。
成年後見制度	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。契約を本人に代わって行う権限や(代理権)、本人が誤った判断で契約をした場合にその契約を取り消すことができる(同意権・取消権)などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人)に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援などを行い、これらの人を不利益から守る制度。

た行

特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む)が、幼稚園、小・中学校または高等学校に準じた教育を受けることができ、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等を含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な行

難病	原因がわからず、治療方法が確立されていない病気や慢性的で社会生活を送る上で困難のある病気。 指定難病は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で指定された病気で、医療給付制度の対象である。
----	--

は行

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁(バリア)となるものを除去すること。

ピアカウンセリング	同じ障がいや課題を持つ者同士が相談しあったり、様々な支援を行うこと。ピア (peer) は「仲間」という意味。
福祉避難所	指定避難所では避難生活が困難な要援護者のために、特別の配慮がなされた避難所。

や・ら・わ行

ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
要約筆記者	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法で、話し手の内容をつかみ、それを筆記して聴覚障がい者に伝達する要約筆記を行う者。
リハビリテーション	障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得をめざす障がい者施策の理念。 また、運動障がいの機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。
療育手帳	知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。